

年 次 報 告 書

令和 7 年 6 月

参議院情報監視審査会

目 次

1 報告書の趣旨及び対象期間	1
2 審査会の概要	
(1) 審査会の組織等	1
(2) 審査会の所管	2
(3) 審査会の活動	4
(4) 審査会の保護措置	6
3 審査会の活動経過等	
(1) 活動経過の概要	7
(2) 調査の経過及び結果	9
① 調査の経過	9
② 調査の概要	11
(ア) 第213回国会（常会）閉会後	11
(イ) 第216回国会（臨時会）	15
(ウ) 第217回国会（常会）	22
③ 主な指摘事項	54
(3) 審査の経過及び結果	56
(4) 委員派遣	56
(5) 特定秘密の提出・提示の要求	56

【資料】

(資料1) 委員名簿	59
(資料2) 国会法、審査会規程等による保護措置	63
(資料3) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像	64
(資料4) 年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧	65
(資料5) 劝告及び行政機関が講じた措置一覧	80
(資料6) 委員派遣一覧	93
(資料7) 提示を受けた特定秘密一覧	94
(資料8) 特定秘密の指定件数（各対象期間中）	98
(資料9) 特定秘密の指定件数（各年末時点）	99
(資料10) 特定秘密の指定の解除の状況	100
(資料11) 特定秘密の指定の有効期間の満了の状況	100

(資料12) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況	100
(資料13) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数	101
(資料14) 各行政機関における適性評価の実施件数	102
(資料15) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数	104
(資料16) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数	104
(資料17) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた件数	104
(資料18) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数	105
(資料19) 適性評価に関する改善事例	105
(資料20) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	106
(資料21) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	108
(資料22) 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	113
(資料23) 特定秘密保護法のポイント	114
(資料24) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子	115
(資料25) 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧（令和5年12月末現在）	116
(資料26) 関連年表	119
【関連条文】	127

※ 本報告書中、政府から不開示情報として提供を受けた内容については「不開示情報」と記載している。

1 報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている。本報告書は、この規定に基づく報告であり、令和6年6月1日から令和7年4月30日までを対象期間としている。

2 審査会の概要

（1）審査会の組織等

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度¹（以下「特定秘密保護制度」という。）の運用を常時監視するため、国会法の改正等により設置された常設の機関である。

審査会は8名の委員で組織される（審査会規程第2条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てられ、本会議の議決により選任される²（同規程第3条）。委員は、選任後遅滞なく、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う（同規程第4条第1項）。会長は、審査会において委員により互選される（同規程第7条）。

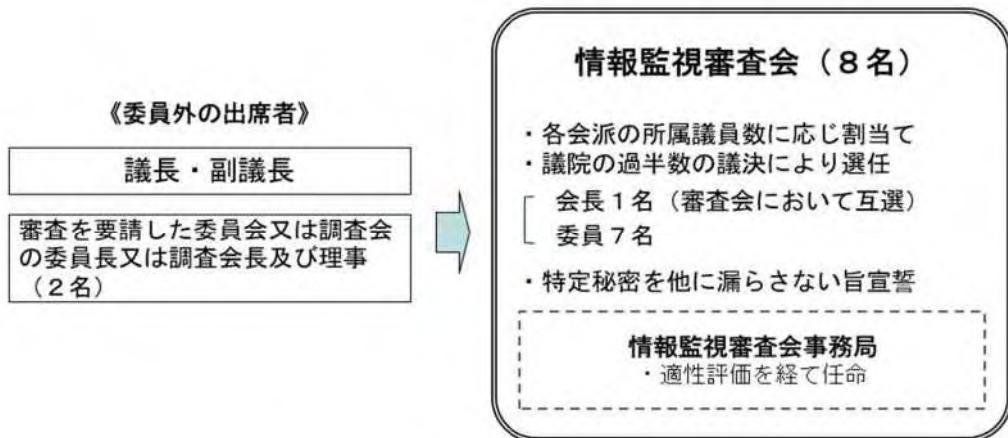
委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる（同規程第16条）。また、審査会に審査を要請した委員会又は調査会の委員長又は調査会長及び2名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長は承認不要）、審査会に出席し、発言することができる（同規程第17条）。

審査会の事務を処理させるため事務局を置き（同規程第31条）、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法第102条の18）。

1 特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）は、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、必要な事項を定めている（資料23参照）。行政機関の長は、①同法別表に掲げる事項（防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止）に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとされている（同法第3条第1項）。

2 委員及び会派構成等は資料1参照。

図1 情報監視審査会の組織



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

（2）審査会の所管

審査会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価³の実施の状況についての「調査」と、議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等の「審査」を行う（国会法第102条の13）。

図2 情報監視審査会の「調査」と「審査」

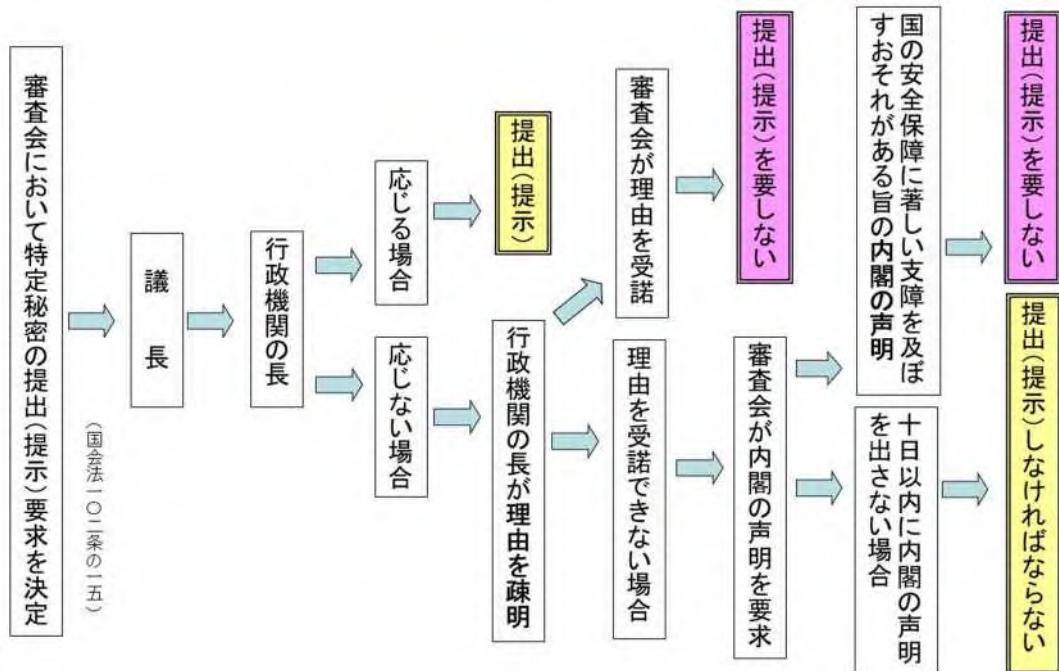


(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

3 特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員等について、各行政機関において適性評価を実施し、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（特定秘密保護法第11条、第12条）。

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密の提出又は提示を求めたときは、行政機関の長は、その求めに応じなければならないとされている（同法第102条の15第1項、第102条の17第2項等）。

図3 特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ【調査の場合】



- 国会から特定秘密の提出を求められた場合、行政機関の長は、国会で保護措置が講じられ、会議が非公開で行われ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に限り、特定秘密を提供するものとされている（特定秘密保護法第10条第1項、国会法第102条の15）。
- 特定秘密保護法制定当時の国会論議では、特定秘密の提出を求められれば、極めて例外的な事例を除き、原則として保護措置を講じた国会に対し提供されるとされ、提供の適否は個別具体的に判断する必要があるが、提供されない例外的な事例としては、サードパーティールール⁴や人的情報源が特定される情報などが該当するとされた⁵。

（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

また審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及

4 外国的情報機関等から提供を受けた情報について、提供元の承諾なく勝手に別の第三者に提供してはならないという、情報交換を行う際の原則となる考え方（第186回国会参議院議院運営委員会会議録第35号16頁（平26.6.20））。

5 第186回国会参議院議院運営委員会会議録第34号5頁（平26.6.19）、同衆議院内閣委員会会議録第22号2頁（平26.6.4）。

び勧告の結果とられた措置の報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている（同法第102条の16、第102条の17第5項）。

これら特定秘密の提出又は提示、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を経て行われる（審査会規程第20条、第21条）。

なお、令和7年5月16日、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律を始めとする関連法規が施行され、審査会が、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度⁶の運用を常時監視することとされた。

（3）審査会の活動

審査会は、会期中・閉会中を問わず開会することができる（審査会規程第9条）。審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室⁷において非公開で開くことを基本としている（同規程第11条、第26条）。会議録は各議員には提供されず、閲覧も委員と事務局職員に限られている⁸（同規程第29条第4項、第30条）。

審査会は、毎年政府から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」⁹（以下「政府の年次報告」という。）及び特定秘密指定管理簿¹⁰の提出を受けている。また、特定秘密指定書、特定秘密指定満

6 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）は、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること）を確保するために特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、必要な事項を定めている。行政機関の長は、①重要経済基盤保護情報（外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究、重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの等）であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを重要経済安保情報として指定するものとされている（同法第3条第1項）。

7 電磁波の漏えい、盗聴、盗撮を防ぐシールドルームになっており、入退室についても厳格に管理している。なお、審査会を公開で開く場合（会長互選や年次報告書の決定等）は、情報監視審査室以外の場所（議長応接室等）で開く。

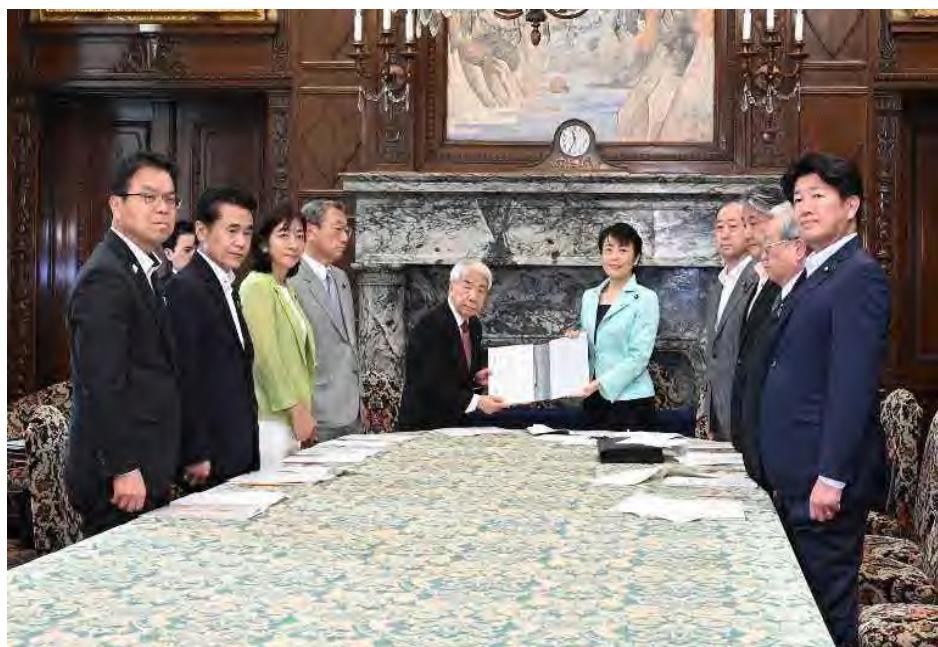
8 正当な理由があると会長が認めた場合に限り、審査会の調査若しくは審査又はそれらの事務の処理に必要な範囲で閲覧できる。

9 政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている（特定秘密保護法第19条）。

10 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、

了書、特定秘密指定解除書、特定秘密指定一部解除書及び特定秘密指定延長書¹¹の提出を受けている。これらを踏まえ審査会は、各行政機関¹²の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況や、特定秘密の管理の状況等について調査を行っている。

審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載したいわゆる年次報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている（隨時、報告書を作成することもできる）（審査会規程第22条）。これまでに9回、年次報告書を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議で報告書の概要等について会長から口頭報告を行った。



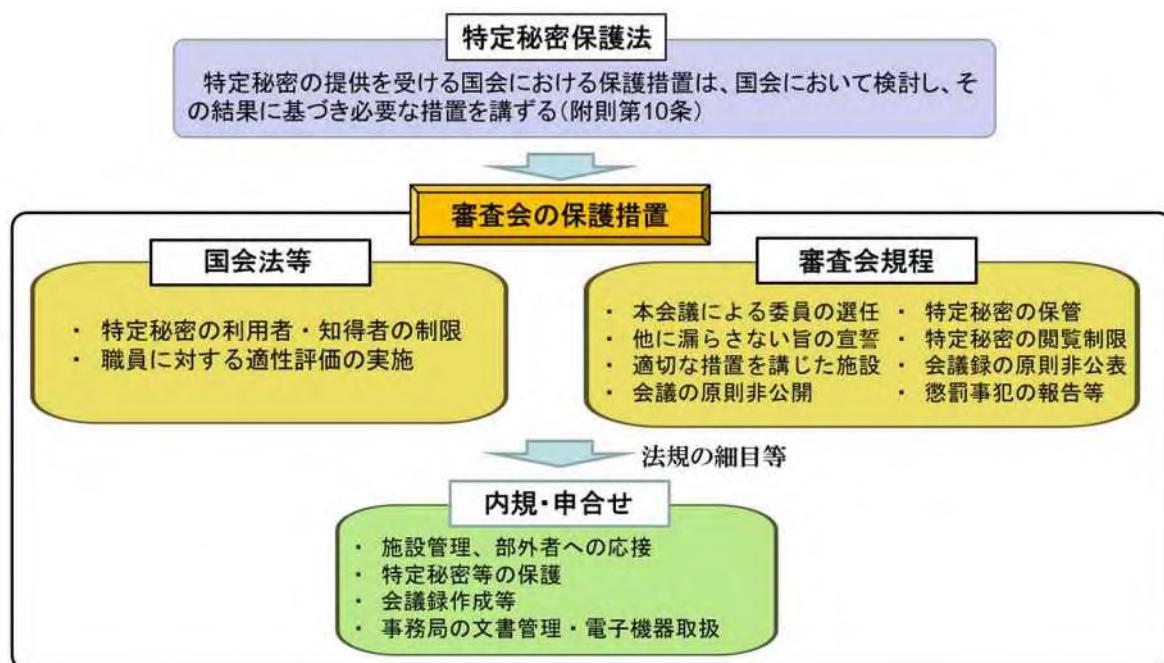
年次報告書の議長への提出（令6.6.12）

-
- 特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの（特定秘密保護法施行令第3条）。
- 11 各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定された情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成される文書。
- 12 特定秘密保護法上の28行政機関は、国家安全保障会議、内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁である。このうち、下線を引いた20行政機関が指定権限を有しており、ゴシック体で示した13行政機関が実際に特定秘密を指定している（いずれも令和5年末時点）。

(4) 審査会の保護措置

特定秘密保護法附則第10条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。これを受け、特定秘密等の漏えい防止を図るため、国会法や審査会規程等において、様々な保護措置が規定されており¹³、概要は以下のとおりである。

図4 情報監視審査会の保護措置



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

13 国会法、審査会規程等による保護措置は資料2、保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像については資料3参照。

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

国会回次	年月日 〔審査会回次〕	概 要
第213回国会（常会）	令6.6.12（水） 〔第4回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書案を年次報告書（令和6年6月）として議長に提出することを決定 ・年次報告書（令和6年6月）についての本会議における報告を申し出ることを決定 ・会長から年次報告書（令和6年6月）を議長に提出（尾辻参議院議長及び長浜参議院副議長出席）
	令6.6.14（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書（令和6年6月）について、会長が本会議において口頭報告
	令6.6.18（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の年次報告を受領
第213回国会後（常会）	令6.6.24（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府独立公文書管理監報告の公表
	令6.7.30（火） 〔第1回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・特定秘密の管理について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑 ・防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることが決定
第216回国会（臨時会）	令6.12.11（水） 〔第1回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の年次報告について、城内国務大臣から説明聴取
	令6.12.23（月） 〔第2回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の年次報告について、内閣官房（内閣情報調査室）から補足説明聴取・質疑 ・本審査会の年次報告書における指摘事項について、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑 ・内閣府独立公文書管理監報告について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
第217回国会（常会）	令7.2.3（月） 〔第1回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を実施することを決定 ・特定秘密の管理について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑

第217回国会 (常会)	令7.2.3(月) 〔第1回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、次の行政機関から説明聴取・質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部） ・防衛装備庁 ・国家安全保障会議 ・内閣官房（国家安全保障局、内閣情報調査室、事態対処・危機管理担当） ・内閣府 ・警察庁
	令7.2.14(金) 〔第2回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・委員派遣先の防衛省において同省の特定秘密の提示を要求することを決定 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、次の行政機関から説明聴取・質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・総務省 ・法務省 ・出入国在留管理庁 ・公安調査庁 ・経済産業省 ・海上保安庁 ・外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）
	令7.2.27(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省（東京都）へ委員派遣を実施（特定秘密の提示あり）
	令7.4.18(金) 〔第3回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑 ・城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

※ 審査会回次の記載のないものは、審査会の開会を伴わない。

※ 調査の詳細については、(2)② 調査の概要を参照。

(2) 調査の経過及び結果

① 調査の経過

令和6年4月16日の審査会において、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案¹⁴について説明を行う中で、省内全機関を対象に類似事案の有無を調査中である旨述べていた。同年7月12日、同調査の結果が公表され、上記事案のほかに特定秘密漏えい事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案¹⁵が発生していたこと並びに今後の事実関係の確認が必要な案件が把握されていることが明らかとなった。

審査会は、調査結果の公表に先立ち防衛省から報告を聴くなどの対応を行った上で、同月30日の審査会において、特定秘密の管理について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛省において多数の漏えい事案が発生したことを重く受け止め、同日の審査会において、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求める 것을決定した¹⁶。

同年12月11日の審査会において、城内国務大臣（特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣）から政府の年次報告（令和6年6月）について説明を聴取した。次いで、同月23日の審査会において、内閣官房（内閣情報調査室）から政府の年次報告についての補足説明（令和5年末時点での特定秘密の指定をしておらず、同年中に適性評価のみを実施した13の行政機関¹⁷における適性評価の実施の状況についての概要説明を含む）を聴取し、質疑を行った。また同日、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監¹⁸から本審査会の年次報告書（令和6年6月）における指摘事項に係

14 ①海上自衛隊の護衛艦「いなづま」の艦長が特定秘密の情報を取り扱う資格のない隊員1名を特定秘密取扱職員に指名し、戦闘指揮所（C I C）において特定秘密の情報を取り扱わせていた事案及び②陸上自衛隊北部方面隊隸下の部隊指揮官が特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密の情報を漏らした事案（いずれも令和6年4月26日公表）。詳細は、審査会年次報告書（令和6年6月）41～43頁参照。

15 詳細は11～13頁参照。

16 衆議院情報監視審査会においても、令和6年7月17日、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めるることを決定している。

17 金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会。

18 特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下で検討が進められた結果、同法の施行日である平成26年12月10日に内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された。

る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行うとともに、内閣府独立公文書管理監から「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等¹⁹の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」²⁰（以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。）（令和6年6月）の説明を聴取し、質疑を行った。

同年12月27日、防衛省において事実関係の確認が必要とされていた案件を含めた全省的な調査の結果が公表され、特定秘密漏えい事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案²¹が発生していたことが明らかになった。審査会は、調査結果の公表に先立ち防衛省から報告を聴くなどの対応を行った上で、令和7年2月3日の審査会において、特定秘密の管理について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。

次いで、同日及び同月14日の審査会において、令和5年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関（一部行政機関は担当部局ごと）から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

また、同月27日、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省への委員派遣を実施し、同省における特定秘密の管理状況、漏えい事案等の再発防止策等について説明聴取（特定秘密の提示あり）等を行った。

その後、同年4月14日に防衛大臣から参議院議長に対し「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、同月18日の審査会において、当該措置について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。また同日の審査会において、これまでの調査を踏まえ、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑を行った。

19 行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）V 1 (3)）。

20 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表するものとされている（運用基準V 5 (1)オ）。

21 詳細は22～23頁参照。

② 調査の概要

(ア) 第 213 回国会（常会）閉会後

令和 6 年 7 月 30 日（火）第 1 回審査会

（a）特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取した後、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

- ・ 令和 6 年 4 月 26 日に公表した海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案を受け、防衛大臣指示に基づき特定秘密保護法に基づく関連規則が適切に運用されているかについて点検を実施し、その結果及び再発防止策を同年 7 月 12 日に公表した。
- ・ 点検の結果、特定秘密の漏えいと評価される事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案が確認された。いずれも特定秘密の部外への流出は確認されていない。
- ・ 特定秘密の漏えいと評価される事案は 43 件である。そのうち、海上自衛隊の艦艇部隊において、適性評価未実施の隊員について戦闘指揮所（C I C）又は艦橋において特定秘密を知り得る状態に置いた事案が 35 件、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が 3 件確認された。また、艦艇部隊以外で発生した事案として、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が海上自衛隊で 3 件、航空自衛隊で 2 件確認された。
- ・ 特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案は 15 件である。このうち、適性評価実施済みであるものの特定秘密取扱職員に指名されていない隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が海上自衛隊で 2 件、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密を取り扱わなかった事案が海上自衛隊で 2 件、航空自衛隊で 7 件、統合幕僚監部で 1 件、情報本部で 1 件の計 11 件確認された。また、特定秘密文書や物件を適正な手続なく廃棄した事案が陸上自衛隊で 2 件確認された。
- ・ このほか、今後、事実関係の確認が必要な案件を 2 件把握しており、引き続き調査を行っている。

- ・ 艦艇部隊において発生した全事案に共通する問題として、C I Cと艦橋に求められる保全措置の在り方といった組織的要因を特定した。C I Cは任務を指揮する場所であり、特定秘密が表示される機器が複数設置され、特定秘密を含む会話がなされている。また、艦橋にも、艦長の指揮に当たり、必要な場合は特定秘密を取り扱うことができる端末を設置している。その上で、C I C等においては、特定秘密を取り扱う業務と取り扱わない業務が混在しているところ、これまで、真に必要な者のみにクリアランスを付与するという観点から、特定秘密を取り扱う業務に従事する者にのみ適性評価を実施してきた。C I C等における特定秘密を取り扱わない業務には、必要に応じ、適性評価未実施の隊員を配置していたが、艦長等は一定の保全措置を講じるよう指示をしていた。
- ・ C I C等で発生した35件の事案については、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせる業務に従事するよう命じておらず、また、特定秘密情報を視認、聴取しないよう、一定の保全措置を実施していたが、C I C等の特性に鑑みると、十分な保全措置を講じることが物理的に困難であることから、特定秘密を知り得る状態に置いていたと判断した。これらの事案は、特定秘密を知り得る状態に置くことで漏えいに該当するという認識がなく、また、この点について海上自衛隊全体として教育が行われておらず、海上自衛隊全体の組織的な問題に起因していると判断している。
- ・ 次に、艦艇部隊で発生した個別の事案について、「わかさ」、「せとぎり」と「あけぼの」の3件は、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案であり、組織的な問題とともに、海上での実任務の最中に発生していることを踏まえ、関係者個人の責任を艦艇ごとに精査した結果、過失による漏えいがあったものと評価している。
- ・ 艦艇部隊以外で発生した5件の事案は、いずれも過失により適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせたものである。幹部クラスの保全意識の著しい欠如、また、規則に関する知識の不足に起因するものと評価している。
- ・ このほか、陸上自衛隊の武器学校における誤廃棄の事案のような特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案も15件確認された。
- ・ これらの全ての事案を踏まえ、防衛大臣のリーダーシップの下、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会における検討に基づき、より実効的

な再発防止策を策定した。まず、保全意識・教育の徹底について、内部部局の審議官級や各幕僚監部の将補級を責任者として指名し、実施体制を整えた上で、事務次官・各幕僚長を含めた全組織に対する保全教育を徹底するとともに、必要な措置を直ちに行う。また、適性評価の確認や立入り等の制限として、適性評価等の申請や登録、保全区画への入退室、秘密文書の閲覧等を一元的に管理し、ヒューマンエラーを徹底的に排除するシステムを全省的に導入する。また、艦艇のCIC等への立入りが想定される全ての職員に対して適性評価等を実施する。

- ・ 今般の事案で判明した事実に基づき、7月12日に関係者の懲戒処分を行った。懲戒処分等の人数は合計で121名であり、その内訳は、停職15名、減給6名、戒告6名、訓戒34名、注意13名、口頭注意47名である。
- ・ 海上自衛隊における元職員への特定秘密等漏えい事案²²以降、再発防止策、保全教育を実施しているにもかかわらず、再び漏えい事案等が多数確認されたことについて、防衛省として深刻に受け止めている。

【主な質疑事項】

- ・ 事案が多数発生したことは大変遺憾である。令和4年12月に海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案が公表され、令和5年2月に審査会が勧告を行ったにもかかわらず、事案が多数発生したことについて、事の重大さを改めて認識し、できるだけ早く再発防止策を実行に移すべきではないか。
- ・ 再発防止策を進めていくことが重要である。防衛省の再発防止検討委員会が取りまとめた再発防止策の各項目について、今後の対応スケジュールを提示されたい。
- ・ 令和5年2月に審査会が行った勧告に基づいた運用や確認作業は行っていたのか。
- ・ 本件についての調査を継続する考えはあるか。また、第三者に調査結果についての検証を実施させる考えはあるか。
- ・ 懲戒処分の基本的な考え方について伺う。停職、減給、戒告等について、

22 防衛省は、令和4年12月26日、海上自衛隊情報業務群（現・艦隊情報群）司令1等海佐（当時）が、既に退職した元自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密を故意に漏らした事案を公表した。同事案は、特定秘密保護法施行後初めての漏えい事案となった。

どのような考え方で処分を行ったのか。

- ・ 海上自衛隊全体の組織的な問題として、特定秘密を積極的に伝えずとも知り得る状況に置いたことをもって法律上は漏えいに当たるという認識が不十分であり、教育も行われていなかった旨説明があったが、特定秘密保護法の施行から10年間、こうした問題が続いてきたということか。

(b) 特定秘密の保護に関する制度の運用の改善についての勧告

防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した²³。

23 勧告の全文は、資料5（83～84頁）参照。

(イ) 第 216 回国会（臨時会）

令和 6 年 1 月 11 日（水）第 1 回審査会

○ 政府の年次報告の説明聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告²⁴に関する件について、城内国務大臣から説明を聴取した。

城内国務大臣の説明の概要

- ・ 特定秘密保護法第19条の規定により、政府は、毎年、有識者²⁵の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。政府の年次報告（令和 6 年 6 月）の内容に基づき、令和 5 年末までの状況を説明する。
- ・ 指定及び解除については、令和 5 年中、9 行政機関が特定秘密を 53 件指定し、2 行政機関が 4 件解除した。これらの結果、同年末時点では政府全体の総指定件数は 751 件となった。

指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号関連が 121 件、情報収集衛星関連が 108 件、武器等の仕様、性能等関連が 77 件である。なお、暗号関連と情報収集衛星関連は 31 件重複している。

特定秘密が記録された行政文書は、令和 5 年末時点で、政府全体で 68 万 2,841 件保有されている。前年末時点と比べ、6 万 9,113 件増加した。

- ・ 適性評価の実施については、令和 5 年中、25 行政機関が適性評価を 2 万 4,569 件実施した。これらのうち、適合事業者²⁶の従業者に係るものは 1,551 件あり、実施総数の約 6 % を占める。なお、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった例が、23 件あった。これらの結果、適性評価を経て、特定秘密を取り扱うことができる職員等の数は、同年末時点で、

24 政府の年次報告（令和 6 年 6 月）の概要は、資料 21 参照。なお、特定秘密の指定件数等の詳細は、資料 8～20、25 参照。

25 「情報保全諮問会議の開催について」（平成 26 年 1 月 14 日内閣総理大臣決裁）に基づき、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者から構成される情報保全諮問会議が開催され、政府の年次報告の内容に関する意見等を内閣総理大臣に述べることとされている。

26 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものを「適合事業者」という（特定秘密保護法第 5 条第 4 項）。

13万5,469人となった。

- ・ 不適正事案の防止等については、先頃、防衛省が、特定秘密の漏えい事案等を公表し、懲戒処分を行うとともに、再発防止のための取組を推進している。特定秘密を取り扱う他の全ての行政機関においても、業務手順の再点検や今回の事案の教訓を盛り込んだ職員教育を実施してきた。

制度を所管する内閣官房の立場から、引き続き、政府全体の秘密保全体制の引き締めを図っていく。また、事案発生時における国会への早期報告についても、各行政機関を指導していく。

- ・ 審査会の年次報告書（令和6年6月）において、不適正事案防止対策も含め、政府に対する様々な指摘が示された。政府としては、その趣旨を十分踏まえ、対応方針の検討を行い、可能なものから順次措置していく。

令和6年12月23日（月）第2回審査会

（a）政府の年次報告の補足説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から補足説明を聴取し、質疑を行った。

内閣官房（内閣情報調査室）の補足説明の概要

- ・ 政府の年次報告（令和6年6月）では、令和5年中の状況を基本として特定秘密保護法の施行日から令和5年末までのおおむね10年間の状況を取りまとめたほか、不適正事案への対応など特別な事情がある事項は例外的に令和6年中の状況も記述した。
- ・ 令和5年中に、9行政機関において53件の特定秘密が指定された（国家安全保障会議1件、内閣官房8件、警察庁6件、総務省1件、公安調査庁2件、外務省1件、海上保安庁1件、防衛省32件及び防衛装備庁1件）。また、2行政機関において4件が解除された（総務省2件及び防衛省2件）。令和5年末時点の政府全体の指定件数は751件である。
- ・ 令和5年末時点の特定秘密が記録された行政文書の保有件数68万2,841件のうち、約50万件が衛星画像関連文書である。
- ・ 有識者からは、情報漏えい事案についての意見が最も多く、防衛省の組織運営状況に関する疑惑あるいは機微度の高さに見合った規律の維持ができていないのではないかといった意見を頂いている。そのほか、国際

的な信頼関係維持のために法の適切な運用が必要であるという点を理解してほしい、秘密文書を編集加工すれば情報公開することができるはずなので工夫してほしいなどの意見があった。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密の指定権限を有する20行政機関のうち、7行政機関については特定秘密保護制度の発足以来、特定秘密の指定を行ったことがないにもかかわらず指定権限を与え続けているが、その理由を説明すべきではないか。
- ・ 令和5年中に評価対象者となった2万4,569人全員が特定秘密を漏らすおそれがないものと認められる適性評価が本当に評価と言えるのか。評価対象者等のプライバシーに抵触しないこと等に留意しつつ、適性評価の在り方について、隨時、様々な検討を加えていくことが必要ではないか。
- ・ 評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事例が23件とのことであるが、これまで毎年数件であったものが急増していることについての評価、分析を行っているのか。
- ・ 防衛省の特定秘密漏えい事案では、必要な者に対して適性評価が行われていなかつたことが明らかとなった。この点に関する確認プロセスやその実効性、また、こうした事案が発生したことについての見解を伺う。
- ・ 防衛省で特定秘密の漏えいがあった後、海上自衛隊において追加で約2,000人の適性評価を行うとのことだったが、実施件数はそれでよいのか、また、それだけの人数をしっかりと評価できるのか。様々な取組をしても特定秘密の漏えい等が起こっていることも踏まえ、検証が必要ではないか。
- ・ 特定秘密に関する研修等の方法は各行政機関で共通しているのか、あるいは、行政機関や適合事業者ごとに違うのか。

(b) 本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項²⁷に関する件について、政府参考

27 これまでの年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧は、資料4参照。このうち、審査会年次報告書（令和6年6月）における「主な指摘事項」は、78～79頁参照。

人（内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った。

内閣官房（内閣情報調査室）の説明の概要

[年次報告書（令和6年6月）指摘事項1（概要）：

特定秘密保護法施行10年間の運用についての徹底的な検証、適正な運用の徹底に必要な措置の実施]

- ・ 指摘の趣旨も踏まえ、令和7年中に運用基準の見直しを行う予定である。

[年次報告書（令和6年6月）指摘事項2及び3（概要）：

防衛省の漏えい事案等を踏まえた法令遵守の徹底、漏えい事案についての適時適切な審査会への報告等]

- ・ 各行政機関において、業務手順の再点検や保全教育の充実などを実施している。また、迅速な調査や国会への早期報告も指示している。

[年次報告書（令和6年6月）指摘事項4（概要）：

重要経済安保情報保護活用法の成立を受けた特定秘密保護法の運用基準の事項の細目見直しにおける具体的かつ明確な規定]

- ・ 運用基準の見直し等を通じて検討していく。

【主な質疑事項】

- ・ 防衛省の特定秘密漏えい事案については、審査会への報告に非常に期間を要した。報告や調査の手順を明確にするべきではないか。
- ・ 防衛省においては、特定秘密漏えい事案のほか、定期検査とは別の機会に不適切な取扱事案が判明した。他の行政機関における検査について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室として、どのような指導を実施していくのか。
- ・ 政府は、重要経済安保情報保護制度と既存の情報保全システムがシームレスに運用されるように特定秘密保護法の運用基準見直しの検討も含めて必要な措置を講じるとの見解を示していたが、どのように対応するのか。

内閣府独立公文書管理監の説明の概要

[年次報告書（令和6年6月）指摘事項5（概要）：

重要経済安保情報に係る検証・監察の実施等を見据えた情報保全監察室の

体制強化】

- ・ 令和7年度以降新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施予定であることから、当室の体制強化を図るべく必要な増員を要求している。また、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて、特定秘密について効率的な検証・監察を実施するとともに、重要経済安保情報についても効果的な検証・監察を図ることができるよう取り組んでいく。

【主な質疑事項】

- ・ 重要経済安保情報についての検証・監察など、情報保全監察室の業務量は増加すると思われるが、どの程度増員を要求しているのか。
- ・ 5年ごとに相当数の特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれるが、どのように対応するのか。

(c) 内閣府独立公文書管理監報告の説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った。

内閣府独立公文書管理監の説明の概要

- ・ 特定秘密保護法の運用基準において、独立公文書管理監の活動状況を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。本報告は令和6年6月に行われており、令和5年4月1日から令和6年3月31までの令和5年度を対象期間としている。
- ・ 特定秘密の指定については、令和5年中に指定された53件について適正と認めた。
- ・ 特定秘密の指定の有効期間の延長については、令和5年中に延長された39件について適正と認めた。
- ・ 特定秘密の指定の解除については、令和5年中に解除された4件について適正と認めた。
- ・ 特定秘密の記録とその表示については、防衛大臣に対し2件のは是正の求めを行った。まず、防衛省の1部署に対し、特定秘密である情報が記録されていながら特定秘密の表示をしていない頁があるものについて、表

示することを求めた。また、この1部署を含む3部署に対し、特定秘密でない情報のみが記録されている頁に特定秘密の表示がされているものについて、表示を抹消することを求めた。いずれも適正に是正された旨、防衛省から連絡を受けている。その他の32部署については適正と認めた。

- ・ 特定行政文書ファイル等の保存については、35部署について適正と認めた。
- ・ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、内閣官房1件、総務省1件、公安調査庁6件、防衛省830件及び防衛装備庁4件の特定行政文書ファイル等について、いずれも廃棄が妥当であると認め、各行政機関にその旨を通知した。
- ・ 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、14部署の保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないと認めた。なお、対象期間外の令和6年10月、防衛省の1部署1文書について、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要なものであるにもかかわらず、1年未満の保存期間が設定されていたことから、1年以上の保存期間を設定するよう、是正の求めを行った。防衛省からは適切に是正したとの連絡を受けている。
- ・ 検証・監察に関する定量的指標については、説明聴取、実地調査等の回数は128回、確認した特定秘密を記録する文書等の件数は6,410件、これらの文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ16,880件である。
- ・ 通報への対応については、処理した件数は0件である。
- ・ 従来、これまでの検証・監察の手法を基礎として更なる改善に取り組みながら、より実効性のある検証・監察の実施に努めてきた。引き続き、実地調査等を含め検証・監察を計画的かつ効率的に推進するとともに、改善に取り組む方針である。

今後とも、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、厳正な運用の確保に取り組んでいく。

【主な質疑事項】

- ・ 特定行政文書ファイル等の保存について、35部署を対象として検証・監察を実施したことだが、当該部署を選定するに当たっての基準は

どのようなものか。

- ・ 独立公文書管理監は、特定秘密の指定、解除、延長、表示等の検証・監察を行うとともに、実地調査では、施設設備の設置、立入り、機器持込みの制限等といった保護措置の実施の状況についても確認している。こうした各行政機関における保護措置の実施の状況の確認と、独立公文書管理監の任務との関係をどのように捉えればよいか。
- ・ 実地調査を何件実施したのか。実地調査を行う際は事前に通告をするのか、それとも抜き打ちで行うのか。実地調査を実施した都外機関とはどこを指しているのか。

(ウ) 第 217 回国会（常会）

令和 7 年 2 月 3 日（月）第 1 回審査会

(a) 委員派遣の決定

防衛省（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を行うことを決定した。

(b) 特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

- 令和 6 年 12 月に公表した特定秘密に係る情報保全事案及び再発防止策とその取組状況について説明する。

〔特定秘密に係る情報保全事案〕

- 今般公表した事案は、①他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施せずに特定秘密取扱職員に指名していた事案（以下「異動関連事案」という。）、②本来特定秘密を取り扱えない防衛省中央 OA ネットワークシステム上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存された事案（以下「共有フォルダ事案」という。）、③陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において特定秘密文書が誤廃棄された事案（以下「学校事案」という。）、④航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第 4 収集隊において特定秘密情報を含む音声情報が特定秘密管理者の許可を得ずに録音された事案（以下「4 収隊事案」という。）である。いずれの事案も部外への漏えいは確認されていない。
- 異動関連事案**：衆議院及び参議院の情報監視審査会による勧告を踏まえた調査の結果、他の行政機関から異動してきた適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名した事案が 69 件²⁸、指名に加えて特定秘密を實際

28 他の行政機関から異動してきた職員でない者が特定秘密取扱職員に指名されていた事案 1 件を含む。

に取り扱わせた事案が32件確認された。調査を通じ、他の行政機関から異動してきた職員に特定秘密を取り扱わせるには新たに適性評価を行う必要があるとの理解が十分でなかったこと、また、防衛装備庁が別の行政機関であるとの認識がなかったことが判明した。発生原因としては、これまでの保全教育が実務に直結していなかったことが挙げられる。

- ・ **共有フォルダ事案**：令和3年3月頃、情報本部が陸上幕僚監部情報課に配付した特定秘密文書の電子データが、陸上幕僚監部防衛課の共有フォルダに複製された後、別の課室の共有フォルダにも複製され、多数の者が知り得る状態に置かれていたことが判明した。発生原因としては、保全教育により遵法精神や情報保全意識を十分に涵養できていなかったこと、現行の検査体制に不備があったことが考えられる。
- ・ **学校事案**：令和6年6月、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において、特定秘密文書1件が所在不明であることが発覚し、調査の結果、当該文書が誤廃棄されていたことが判明した。発生原因としては、実務担当者の遵法精神や保全意識が十分に涵養できていなかったこと、情報保全と公文書管理の実務的知識が有機的に体得できているかについての確認が不十分であったことが考えられる。
- ・ **4収隊事案**：令和6年8月、航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第4収集隊において特定秘密の不適切な取扱いについての情報提供があり、調査の結果、同部隊の幹部自衛官1名が不適正な特定秘密情報の録音を複数の部下隊員に指示していたこと等が判明した。発生原因としては、この幹部自衛官に遵法精神や情報保全意識が備わっていなかったことが考えられる。

〔再発防止策とその取組状況〕

- ・ 令和6年12月、①部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討、②情報保全教育の抜本的改善、③既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正、④システムによるヒューマンエラーの局限、⑤情報保全業務体制の強化、⑥特定秘密の漏えい事案等発生時の対応の6点を掲げた再発防止策を取りまとめ、公表した。
- ・ **部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討**：部隊行動の実態と情報保全措置との間に乖離が生じていないかについて様々な演習を用いて検証し、得られた結果を踏まえて制度改革を実施することとしており、

現在、対象とする演習と実施要領について検討を進めている。また、部隊運用を考慮した過不足のない適性評価を実施することとしている。令和6年7月に公表した艦艇の戦闘指揮所（C I C）における事案に関しては、新たに適性評価が必要な約2,000人のうち、おおむね半数の手続を終えたところであり、同年度中の完了を目指して手続を行っている。

- ・ **情報保全教育の抜本的改善**：教育対象者のレベルや役職に応じた教育を実施するとともに、知識確認試験等を通じた教育の徹底を図ることとしている。現在、教育資料について初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造への再編成を進めており、初級編の教育資料は実際の研修において試行的に活用を始めた。今後、初級編以外の教育資料も作成を進め、令和7年度からの教育の機会に合わせて知識確認試験とともに実施していくことを目指している。また、令和6年7月に公表した再発防止策の一環として、大臣官房公文書監理官や各幕僚監部の情報関係部長を保全教育の責任者に指名したところであり、これらの職員が責任を持って推進する。
- ・ **既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正**：人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、特定秘密取扱職員の確実な指名や適性評価の迅速な実施を実現するとともに、定期検査の運用改善として可搬記憶媒体を含む電子機器に関する点検手法を早急に取りまとめるほか、外部有識者の提言も踏まえた制度改正を行うこととしている。また、防衛省本省と防衛装備庁との間の人事異動に際し、転入後速やかに適性評価を行う必要がある者が多数いることを踏まえ、適性評価に係る情報を活用できる制度²⁹がより使いやすいものとなるよう、令和6年度中に訓令等の改正を行うこととしている。
- ・ **システムによるヒューマンエラーの局限**：適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするため、総合秘密保全システム（仮称）を整備することとしており、令和6年度中に市ヶ谷地区における運用を開始する。今後は、令和7年

29 運用基準においては、他の行政機関に出向した職員について、適性評価を実施する出向先の行政機関の長が、出向元の行政機関の長に対し、出向元で実施した適性評価の質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の情報の提供を求めることができる旨が明記されている（運用基準IV12）。防衛省においても、他の行政機関から異動してきた職員への適性評価の実施に当たり、過去の適性評価の情報を活用できる仕組みが設けられている（特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第18条の2）。

度を目標に、全国に所在する特定秘密管理者等が同システムにアクセスできるよう措置することとしており、その後、対象を全職員に拡大する考えである。また、並行して、同システムのデータベースを各機関の入退室管理装置と連接させ、職員の権限に応じた入室制限を実施すべく、調査研究を実施したい。

- ・ **情報保全業務体制の強化**：大臣官房参事官の新設、大臣官房公文書監理官への保全監察業務の付加、外部有識者会議の設置などを通じて情報保全業務体制の強化を実現することとしている。大臣官房参事官については、令和7年度予算成立後速やかに新設することができるよう、政令を含む関係規則の準備を行っている。また、大臣官房公文書監理官による保全監察業務については、令和6年末に必要な内部規則の改正を終えたところであり、令和7年度から本格的に監察業務を行う計画である。さらに、5名の外部有識者から成る有識者会議を設置し、令和7年1月22日に第1回の会議を開催した。今後は、情報保全教育と定期検査について集中的な議論をしていただき、令和6年度中をめどに中間的な提言を頂けるようお願いしており、これを踏まえ、内部規則の改正を同年度末までに行うことを目指している。
- ・ **特定秘密の漏えい事案等発生時の対応**：漏えい事案発生時の二次漏えいを防ぐための基本的措置を内部的に定めることとしており、令和6年度末を目標に必要な内部規則を整備する考えである。また、実際に漏えい事案の発生等を認知した場合には、速やかに両院の情報監視審査会に報告し、対外公表を行えるよう努める。
- ・ 防衛省は、これらの再発防止策を着実に実行し、秘密保全に関する考え方あるいは体制を抜本的に改めるとともに、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいく。

【主な質疑事項】

- ・ 異動関連事案について、防衛装備庁以外からの転入者に係る行政機関の名称及び件数を説明されたい。
- ・ 共有フォルダ事案について、記憶媒体としてDVD、USBメモリー等が使用されたとのことであるが、このような記憶媒体を使用したことに関題はなかったのか。
- ・ 4収録事案について、幹部自衛官が録音を指示した目的は何だったのか。

同事案の具体的な再発防止策についても説明されたい。

- ・ 防衛省は他の行政機関と異なり、特定秘密取扱職員の数が多いところ、遵法精神や保全意識についての研修や教育を徹底されたい。現在の取組状況如何。
- ・ 有識者会議における結論が出される時期、再発防止策の実施時期等について説明されたい。
- ・ 情報漏えい等について刑事告発を行う際の判断基準如何。過失の重さも判断基準になるのか。
- ・ 追加で適性評価を実施することとされた艦艇の乗組員約2,000名のうち、約半数の適性評価を終えたとのことであるが、残り約半数の適性評価を終えていない状況で防衛・警備等の業務に支障は生じていないのか。

(c) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和5年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部）、防衛装備庁、国家安全保障会議³⁰、内閣官房（国家安全保障局、内閣情報調査室、事態対処・危機管理担当）、内閣府及び警察庁の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（防衛省における適性評価の実施状況の概要は防衛政策局、内閣官房における適性評価の実施状況の概要は内閣情報調査室がそれぞれ説明）。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

- ・ 防衛政策局は、令和5年中に特定秘密の指定を27件（自衛隊の運用計画等に関する情報8件、自ら収集した電波情報等の情報7件、外国の政府等から提供された電波情報等の情報6件、電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報の情報を分析して得られた情報1

³⁰ 国家安全保障会議の特定秘密に係る説明・答弁は、国家安全保障会議の事務局である内閣官房（国家安全保障局）が行っている。

件、外国軍隊を含む外国の政府から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報1件、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り、分析評価又は予測に関する情報2件、防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報1件、宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報1件)、指定の有効期間の延長を16件行った。

- ・ 防衛省本省における令和5年中の適性評価実施件数は2万403件（行政機関の職員2万60件、適合事業者の従業者343件）である。適性評価の実施への不同意は16件、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の範囲を指定する際の基準について説明されたい。
- ・ 緊急事態における意図的な情報の窃取や漏えいに対しては、どのように対応することとなるのか。
- ・ 追加で適性評価を実施することとされている艦艇の乗組員の数は約2,000人であり、これは令和5年中の防衛省本省における適性評価の実施件数のおよそ十分の一であるが、適性評価の実施に特段の支障はあったのか。
- ・ 他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施するに当たりどのような工夫を行っていくのか。

防衛省（整備計画局）

【説明の概要】

- ・ 令和5年中に特定秘密の指定を3件（海上自衛隊において新規導入した小規模ネットワーク構成装置（HSCU11-F1シリーズ）に係る暗号規約、次期戦闘機の運用構想並びに飛行、被観測性、火器管制システム及び電子戦システムに係る性能に関する情報、陸上自衛隊において新規導入したシステム・ネットワークマネジメントシステム内に組み込まれている部隊間での他の装備品等の規約を伝送する暗号管理装置に係る暗号規約）、指定の有効期間の延長を5件、指定の解除を2件行った。

【主な質疑事項】

- ・ 暗号規約は、使用期間を定めて運用するのか。あるいは外部からアクセ

ス等の兆候があった場合に直ちに変更するのか。

- ・ 防-443³¹及び防-473³²は暗号規約であるが、これらは内部で作成されたものか、それとも、適合事業者の協力を得て作成されたものか。
- ・ 防-460³³の特定秘密管理者として北関東、南関東、近畿中部の各地方防衛局長が指定されているが、これらの地方防衛局が管轄する地域と次期戦闘機との関係が類推されても問題はないのか。

防衛省（統合幕僚監部）

【説明の概要】

- ・ 令和5年中に特定秘密の指定を2件、指定の有効期間の延長を1件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 防-465³⁴に関して、北朝鮮のミサイルに関する日米韓における情報共有の方法如何。
- ・ 防-465に関して、ミサイルを迎撃するに当たり、特定秘密である情報を関係各所に共有する必要があるが、共有に時間を要することは許されない。このような場合を想定した検討を行っているのか。
- ・ 防-465に関して、日米韓で情報を共有する仕組みができた後の情報を共有しているのか。こうした仕組みができる前から3か国による情報共有は行われてきたのか。また、関連する情報も含めて広く共有しているのか。
- ・ 日本が北朝鮮によるミサイル発射情報を公表する場合の基準如何。

31 識別番号「防-443」、指定の整理番号「18-202301-002-1ト-001」。海上自衛隊が作成するHSCU11-F1シリーズIP暗号機に使用する規約（機器試験用及び教育用を除く。）。

32 識別番号「防-473」、指定の整理番号「18-202312-032-1ト-002」。陸上自衛隊が作成するシステム・ネットワークマネジメントシステムの暗号管理装置に係る規約（検証用、訓練用、試験用及び教育用を除く。）。

33 識別番号「防-460」、指定の整理番号「18-202304-019-1ヲa-001」。次期戦闘機の運用構想並びに飛行、被観測性（レーダー反射面積の数値を除く。）、火器管制システム及び電子戦システムに係る性能。

34 識別番号「防-465」、指定の整理番号「18-202311-024-1ヲb-009」。日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報。

防衛装備庁

【説明の概要】

- 令和5年末時点で22件の特定秘密（装備品の性能情報12件、外国政府から提供された情報8件、防衛諸計画の作成に必要な情報2件）を指定している。
- 令和5年中に特定秘密の指定を1件（次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討において取り扱われる情報であって、米国国防省から提供された秘密情報又は当該秘密情報を分析して得られた情報）行った。指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）はいずれも0件である。
- 令和5年中の適性評価の実施件数は1,238件（行政機関の職員296件、適合事業者の従業者942件）である。適性評価の実施への不同意が適合事業者において1件あった。同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。
- 防衛装備庁において該当はなかったが、防衛省本省においては、特定秘密漏えい事案に係る再発防止策として、審査会の勧告において指摘された組織的、構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確實に遵守する組織風土への改善に向けて、現在全省的に取り組んでいるところである。本省と協力、連携しながら、一体となって再発防止に向けて取り組む。

【主な質疑事項】

- 防衛装備庁は、職員に対する適性評価の実施件数よりも、適合事業者の従業者に対する適性評価の実施件数が多いという特徴があるところ、近年の適性評価の実施件数の推移如何。
- 防衛省における特定秘密漏えい事案を受け、適合事業者に対するものとしてどのような再発防止策を考えているのか。
- 次期戦闘機の日英伊3か国共同開発のために設立された国際機関（G I G O）に日本から派遣された職員が特定秘密の取扱いの業務を行う場合には、防衛装備庁が適性評価を行うのか。

国家安全保障会議、内閣官房（国家安全保障局）

【説明の概要】

- ・ 国家安全保障会議は、令和5年末時点で10件の特定秘密（全て国家安全保障会議の議論の結論）を指定している。同年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を1件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 国家安全保障会議の議長及び議員は内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法上、適性評価を要しないことから、国家安全保障会議は適性評価を実施していない。
- ・ 国家安全保障局は、令和5年末時点で8件の特定秘密を指定している。同年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 国家安全保障会議が指定する特定秘密の対象期間前の情報で、同会議に供されたものの取扱いはどのようにになっているのか。
- ・ 国家安全保障会議の議論の中で、特定秘密に該当するものは同会議が指定を行い、その他の情報で国家安全保障局において扱うものについては特段指定するものがなかったという理解でよいか。
- ・ 特定秘密に指定されている情報の中に、経済安全保障関係の情報は含まれているのか。

内閣官房（内閣情報調査室）

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で106件の特定秘密（情報収集衛星関係、外国政府等との協力関係、人的情報収集関係、国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等関係）を指定している。特定秘密の指定に際し、暦年単位、情報収集衛星の地理的範囲は衛星の号機単位、暗号は号機単位又は地上システム単位等の指定方法を取ることにより、当該指定に係る情報の範囲を明確にし、適切に管理するよう努めている。
- ・ 令和5年中に特定秘密の指定を8件、指定の有効期間の延長を8件行った。指定の解除（一部解除を含む）は0件である。
- ・ 内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。

令和5年中の適性評価の実施件数は767件（行政機関の職員511件、適合事業者の従業者256件）である。適性評価の実施への不同意が1件あった。同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密の指定を暦年単位で区切っているものについては、年によってその情報量に違いがあるのか。
- ・ 適合事業者の従業者に対する適性評価の実施件数に関して、企業の数としては何件か。
- ・ 防衛省において生じた異動関連事案について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としてどのような対応を取ってきたのか。また、こうした事案はどの行政機関においても起こり得るところ、同室において同様の事案は生じていないか。
- ・ 防衛装備庁は、特定秘密保護法上、防衛省とは別の行政機関とされ、両組織の間で職員が異動する場合には、改めて適性評価を実施しなければならないところ、その数は相当数に上っている。特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室として、行政機関の間で適性評価に係る情報を共有できる仕組みの活用について指導してはどうか。

内閣官房（事態対処・危機管理担当）

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で2件の特定秘密（いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針）を指定している。いずれも平成26年末までに指定したものであり、その後、現在までに新たに指定した特定秘密はない。
- ・ 令和5年中の指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除はいずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 武力攻撃事態等の緊急事態において、適性評価を受けていない地方公共団体の職員や民間の専門家等に対して特定秘密を共有しなければならない場合、どのような対応をとるのか。

内閣府

【説明の概要】

- 令和5年末時点で1件の特定秘密（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米GSOMIA）により、米国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報）を指定している。同年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも0件である。
- 令和5年中の適性評価の実施件数は54件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意が1件あった。同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- 内閣府が指定している特定秘密について、防衛省との情報共有はどのようにになっているのか。また、海上保安庁等との関係ではどのような扱いとなっているのか。
- 米国から特定秘密に該当する情報の提供を受けるに当たり、当該情報の提供を受ける行政機関は米国が決定するのか。
- 内閣府が指定する特定秘密は1件であるところ、保有する特定秘密文書の数が増減していることについて、どのように捉えればよいか。

警察庁

【説明の概要】

- 令和5年末時点で55件の特定秘密を指定している。
- 令和5年中に特定秘密の指定を6件（警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、外国との情報協力業務等に関する情報、スパイ活動等に関する情報、国内テロリズムを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報、国際テロリズムを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報、警察の人的情報源に関する情報）、指定の有効期間の延長を2件行った。指定の解除（一部解除を含む）は0件である。
- 令和5年中の適性評価の実施件数は1,007件（警察庁228件、都道府県警察779件）である。
- 警察庁において電磁的記録である特定秘密文書等1件を誤廃棄する事案が発生したので報告する。令和6年9月、担当者が特定秘密であるデータ

のショートカットを作成しようとした際、操作を誤り、元データを移動させてしまい、それを元データと気付かずに削除してしまった。サーバーは外部と接続されていないものであり、漏えいの可能性はない。同種の事案が発生することのないよう、サーバー上のデータについて移動及び削除することができないよう、システム上の措置を講じている。

【主な質疑事項】

- ・ 指定の有効期間の延長を行った警－41³⁵について、指定の解除条件を新たに設定した理由如何。
- ・ 年ごとに期間を区切らずに指定しているものはあるのか。
- ・ 誤廃棄事案について再発防止策を講じているとのことであるが、このような事案が起こらないように取り組まれたい。警察庁、都道府県警察は、特定秘密取扱者の数が多い行政機関であることから、防衛省の漏えい事案も踏まえ、教育等について見直すべきところは見直してほしい。
- ・ 誤廃棄された情報は、警察庁が特定秘密として指定したものか。あるいは、他の行政機関から提供を受けたものか。
- ・ 誤廃棄事案について、漏えいの可能性はないとのことであるが、同じ警察組織の中でも、適性評価未実施の者が閲覧した場合には、漏えいに当たるという理解でよいか。

令和7年2月14日（金）第2回審査会

（a）特定秘密の提示要求

防衛省（東京都）への委員派遣の際に、同省が指定する特定秘密の提示を受けることができるよう、防衛大臣に対し特定秘密の提示を要求することを決定した。

（b）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

35 識別番号「警－41」、指定の整理番号「19-201901-002-4#a-001」。平成31年中に警察が収集・分析したことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報。

価の実施の状況について、令和5年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（外務省における適性評価の実施状況の概要は大臣官房が説明）。

総務省

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で10件の特定秘密（全て在日米軍が使用する周波数に関する情報）を指定している。
- ・ 在日米軍の電波の使用は、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍との間で必要な調整を実施している。総務省は在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち米国政府がSECRETに分類している文書を特定秘密文書としている。
- ・ 令和5年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を1件、指定の解除を2件行った。
- ・ 令和5年中の適性評価の実施件数は31件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 令和5年中に指定を解除した総－3³⁶及び総－5³⁷の解除条件は、在日米軍より特段の扱いを求められなくなったときとなっているが、在日米軍から、いつ、どこで、どのような理由で解除しても差し支えないものとされたのか。
- ・ 総務省が指定する特定秘密については、他の行政機関に提供することはあるのか。あるいは、総務省の中だけで完結するものなのか。

36 識別番号「総－3」、指定の整理番号「06-201512-001-24b-001」。在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、「[不開示情報]」に関するもののうち、「SECRET」として提供されているもの。

37 識別番号「総－5」、指定の整理番号「06-201612-002-24b-002」。在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、「[不開示情報]」に関するもののうち、「SECRET」として提供されているもの。

法務省

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で1件の特定秘密を指定している。
- ・ 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。
- ・ 審査会からの意見³⁸を受け、法務省が保有する特定秘密が記録された文書について、同一の情報を保有する出入国在留管理庁と調整した結果、利用の必要が生じた場合に同庁から提供を受けることができる体制が整ったことから、令和6年3月に提供元である内閣官房に返却した。これにより、法務省としては特定秘密が記録された文書を保有していない状況であるが、特定秘密の内容を了知している職員が存在するため、引き続き適切な情報管理を継続する必要があることから、関係省庁とも調整し、また先例を踏まえ、特定秘密の指定は維持している。
- ・ 令和5年中の適性評価の実施件数は7件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 法－1³⁹について、出入国在留管理庁と同一の情報を保有していることから調整し、文書を提供元の内閣官房に返却したことであるが、文書を保有していないのであれば、特定秘密としての指定を解除するという選択肢もあり得るのではないか。
- ・ 特定秘密指定延長書の秘密文書としての指定期間が、当該特定秘密の指定期間よりも長く設定されている理由如何。

38 これまでの審査会において、「法務省が指定する特定秘密は、出入国在留管理庁の発足に伴い、同庁でも特定秘密として指定しているところ、両省庁が重複して指定する必要があるのか。必要最小限の指定という観点からは、法務省は指定を解除し、必要に応じて提供を受ける方が適切ではないか。」（審査会年次報告書（令和5年6月）39～40頁参照）等の質疑が行われている。

39 識別番号「法－1」、指定の整理番号「08m-201412-1-2b-1」。〔不開示情報〕について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

出入国在留管理庁

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で特定秘密の指定は1件であり、これは法務省入国管理局時代に管理していた特定秘密について、当庁の設置（平成31年4月）を契機として、令和元年6月に法務省から提供を受け、特定秘密として指定したものである。
- ・ 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。
- ・ 令和5年中の適性評価の実施件数は10件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 出ー1⁴⁰は、出入国管理に係るどのような内容の情報か。
- ・ 出ー1の指定の適否を判断するために、踏み込んだ説明をしてもらいたい。内容について、説明できる部分はないのか。
- ・ 出入国在留管理庁から法務省に対し出ー1に係る文書を提供した実績はあるのか。

公安調査庁

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で34件の特定秘密（外国の政府から提供を受けた情報20件、人の情報源に関する情報4件、分析情報4件、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けた情報6件）を指定している。
- ・ 令和5年中に特定秘密の指定を2件（外国の政府から提供を受けた特定有害活動の防止に関する情報1件、外国の政府から提供を受けたテロリズムの防止に関する情報1件）、指定の有効期間の延長を2件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和5年中の適性評価の実施件数は81件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも

40 識別番号「出ー1」、指定の整理番号「21-201906-1-2#b-1」。〔不開示情報〕について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 政府の年次報告（令和6年6月）に、公安調査庁において特定秘密が記録された行政文書の計上方法の見直しを行った旨の記載があるが、どのような理由で見直しを行ったのか。
- ・ 公安調査庁の地方支分部局において情報収集業務を行う職員は適性評価を受けているのか。
- ・ 公安調査庁内部のデータベースの情報が持ち出された可能性について報じられたが、事実関係如何。特定秘密を含めて情報漏えいはなかったのか。

経済産業省

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で4件の特定秘密（情報収集衛星等による情報収集、分析の個別具体的対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報であって、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けたもの）を指定している。
- ・ 令和5年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和5年中の適性評価の実施件数は55件（全て行政機関の職員）である。

【主な質疑事項】

- ・ どのような目的で内閣官房から衛星関連情報の提供を受けているのか。
- ・ 特定秘密保護法施行後に内閣官房から提供を受けた衛星関連の情報を特定秘密に指定していないのはなぜか。
- ・ 経済安全保障に関する情報について、将来的な指定の見通しや検討状況如何。

海上保安庁

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で24件の特定秘密（内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係3件、内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係11件、海上保安庁が行った外国の政府との情報協力

業務関係10件) を指定している。

- ・ 令和5年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を2件行った。指定の解除は0件である。
- ・ 令和5年中の適性評価の実施件数は266件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 海上保安庁は適性評価の実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数が多い。防衛省の漏えい事案も踏まえ、職員に対する研修等の最近の取組について説明されたい。
- ・ 令和5年中に指定した海－24⁴¹は外国の政府との情報協力業務に関する情報であるが、情報協力業務とは具体的にどのようなもので、どのような国と行っているのか。相手国に重要な情報を提供することもあるのか。その場合、秘密保全をどのように担保しているのか。
- ・ 取り扱っている衛星画像の数について説明されたい。また、その内容や精度等は十分なものであるか。
- ・ 特定秘密を船舶で閲覧することはあるのか。また、特定秘密である衛星関連情報を現場に展開しなければならないこともあるのか。

外務省（大臣官房）

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で4件の特定秘密（公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗号、ネットワーク秘匿用暗号、公衆網秘匿用暗号）を指定している。
- ・ 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。
- ・ 外務省全体の令和5年中の適性評価の実施件数354件（行政機関の職員348件、適合事業者の従業者6件）である。適性評価の実施への不同意、

41 識別番号「海－24」、指定の整理番号「16-202301-001-2\b-001」。令和5年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容ほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）。

同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 外務省における適性評価の実施件数が多いが、防衛省の漏えい事案を踏まえ、どのような取組を行っているのか。
- ・ 在外公館における特定秘密の管理等について、特にどのようなことを徹底しているのか。緊急事態発生時の対応についても検討してほしい。
- ・ 過去に特定秘密として指定すべき情報が出現しなかったため指定を解除したものについて、解除理由は全て同一でよいのか。若干の違いがあるのではないか。

外務省（総合外交政策局）

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で4件の特定秘密（周辺有事に関する外国の政府との協議に関する情報、国際テロリズムの人的情報源に関する情報、国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報、我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報）を指定している。
- ・ 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 外－48⁴²の具体的な内容について説明されたい。
- ・ 外－48の指定の適否を判断するために、その内容についても可能な限り誠実に答弁されたい。

42 識別番号「外－48」、指定の整理番号「11-202203-0001-21a(a)-0001」。令和3年10月13日に開催された国家安全保障会議における我が国の安全保障政策の中長期的な方向性等についての審議の内容を踏まえて、内閣官房国家安全保障局が関係する行政機関と共に行った我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容であって、我が国を取り巻く安全保障環境について政府が行った分析・評価の結果若しくは国民を守るために政府がとる中長期の政策若しくは具体的な措置の基本的な方向性が分かるもののうち、国家安全保障会議の審議に供するものとして外務省が提供したもの。

外務省（アジア大洋州局）

【説明の概要】

- 令和5年末時点で3件の特定秘密（北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、拉致問題に関する情報、東シナ海の領域保全に関する情報）を指定している。
- 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- 我が国の排他的経済水域において中国が設置したブイの存在が確認されたが、これに関する情報は外－16⁴³として指定されているのか。
- 外－8⁴⁴に関連して、拉致被害者家族を中心に拉致問題の情報開示を求める声が挙がっているが、情報開示はどのように進んでいるのか。
- アジア大洋州局が管理する3件は、期間で区切られたものではないところ、それぞれの指定に係る文書件数は増えているのか。

外務省（北米局）

【説明の概要】

- 令和5年末時点で2件の特定秘密（日米GSOMIAの下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する情報、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等に関する情報）を指定している。
- 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。

43 識別番号「外－16」、指定の整理番号「11-201412-0016-2/a(b)-0004」。東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（東シナ海の資源開発に関するものを除く）。

44 識別番号「外－8」、指定の整理番号「11-201412-0008-2/a(a)-0002」。北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条の規定に基づく認定の有無を問わない。）の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの（ただし、拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る）。

【主な質疑事項】

- ・ 外－5⁴⁵について、米国で秘密指定が解除された場合の取扱いはどのようになるのか。
- ・ 外－6⁴⁶で管理している文書件数は、直近3年間でどの程度の数か。

外務省（欧州局）

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で1件の特定秘密（日露平和条約締結交渉に関する情報）を指定している。
- ・ 令和5年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 外－14⁴⁷に関する特定秘密文書等は本省で管理しているのか、あるいは在外公館においても管理しているのか。
- ・ 外－14について、他の行政機関と情報を共有しているのか。

外務省（領事局）

【説明の概要】

- ・ 令和5年末時点で1件の特定秘密（大規模緊急事態発生時の邦人退避に

45 識別番号「外－5」、指定の整理番号「11-201412-0005-2&b-0001」。2007年8月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。

46 識別番号「外－6」、指定の整理番号「11-201412-0006-2&a(a)-0001」。日米安全保障協議委員会の共同発表及び「日米防衛協力のための指針」に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報であって、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報（ただし、これら情報については、その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る。）。

47 識別番号「外－14」、指定の整理番号「11-201412-0014-2&a(b)-0003」。日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容、又は北方領土問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であって、公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるものの。

についての関係国との協力の方針) を指定している。

- ・ 令和 5 年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも 0 件である。

【主な質疑事項】

- ・ 外－13⁴⁸は具体的にどのような情報か。
- ・ 領事局として、特定秘密に指定される情報以外にも、外国政府から邦人保護に関する情報の提供を受けているのか。

外務省（国際情報統括官組織）

【説明の概要】

- ・ 令和 5 年末時点で 29 件の特定秘密（外国政府又は国際機関から得られた情報 10 件、衛星情報 11 件、内閣情報調査室から提供された情報 8 件）を指定している。
- ・ 令和 5 年中に特定秘密の指定を 1 件（外国政府又は国際機関から得られた情報）、指定の有効期間の延長を 1 件行った。指定の解除は 0 件である。

【主な質疑事項】

- ・ 外－49⁴⁹は具体的にどのような情報か。
- ・ 国際情報統括官組織の指定について、暦年で区切って指定している理由如何。
- ・ 国内未発生の感染症に関する情報も得ているのか。
- ・ コロナウイルス感染症に関する外国の政府等との情報共有はどのようになっているのか。

48 識別番号「外－13」、指定の整理番号「11-201412-0013-2ハb-0005」。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの。

49 識別番号「外－49」、指定の整理番号「11-202301-0001-2ハb-0001」。令和 5 年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）。

令和7年2月27日（木）委員派遣

○ 防衛省への委員派遣

本審査会における調査の一環として、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省への委員派遣を行った。その調査の概要は以下のとおりである。

まず、防衛省における特定秘密の管理状況について、説明を聴取した。

防衛省の令和5年末時点における特定秘密の指定件数は429件（政府全体比57.1%）、特定秘密文書保有数は25万5,482件（同37.4%）、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる職員の数は12万1,302人（同92.8%）であり、政府全体で最も特定秘密制度を運用している。また、艦艇を含む全国の部隊等において特定秘密の取扱いの業務を行っているという特徴がある。

次に、特定秘密に係る保全事案の再発防止策について、説明を聴取した。

防衛省として、これまでの事案について分析を行ったところ、部隊運用と情報保全の乖離、総花的・画一的な情報保全教育、制度の運用不備及び活用不足、保全業務の現場におけるヒューマンエラーへの対応不足、情報保全業務体制の不備が原因と考えられた。この分析を踏まえ、真に実効性のある再発防止策として、部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないか検証し、その結果を踏まえた制度改正を行うこと、被教育者のレベルや役職に応じた教育を実施すること、特定秘密取扱職員の確実な指名や適性評価の迅速な実施を実現すること、適性評価の実施状況を一括管理するシステムの一部運用を令和6年度中に開始すること、大臣官房参事官の新設を始めとする情報保全体制の強化を行うこと、漏えい事案発生時の二次漏えいを防ぐための基本的措置に係る内部規則を整備すること等を掲げ、再発防止に取り組んでいる。

このうち、適性評価の迅速な実施については、防衛装備庁を含む他の行政機関から異動してきた職員への適性評価の実施に当たり、過去の適性評価の情報を活用できる仕組みが十分に認識されていなかったこと等を踏まえ、当該仕組みに係る適用の判断基準や手続要領等を内部規則で明確化することとした。当該仕組みを有効活用することによって、適性評価に要する期間を大幅に短縮することが可能になると見込まれている。

また、情報保全教育の資料については、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造への再編成を進めている。

次に、特定秘密文書等を保管する金庫室を視察し、特定秘密の管理に関する説明を聴取した。

加えて、特定秘密の提示を受けつつ⁵⁰、防衛省における情報収集・分析業務について説明を聴取した。

派遣委員からは、情報保全教育の内容及びその実施頻度、特定秘密に係る適性評価と特別防衛秘密⁵¹及び省秘⁵²に係る適格性の確認の関係性、適性評価及び適格性の確認に長期間を要した事例、過去の適性評価の情報の活用による適性評価に要する期間短縮の見通し、各部隊における特定秘密文書等の保管状況、特定秘密文書等の運搬時に必要となる保全措置、艦艇の戦闘指揮所（C I C）に設置されている特定秘密等が表示される機器の運用実態、海上保安庁との情報共有の現状等について質疑が行われた。



防衛省への委員派遣（令7.2.27）

50 審査会がこれまでに提示を受けた特定秘密一覧は、資料7参照。このうち、防衛省への委員派遣時に提示を受けた特定秘密は、97頁参照。

51 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項各号に掲げる事項（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に基づき米国から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。

52 防衛省本省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画又は物件であって、関係職員以外に知らせてはならないもの（特定秘密及び特別防衛秘密に該当するものを除く。）として、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定に基づき秘として指定されたものをいう。

令和7年4月18日（金）第3回審査会

（a）勧告の結果とられた措置の報告についての説明聴取・質疑

特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件のうち、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置⁵³について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

1. 幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。
- ・ 令和6年12月に公表した再発防止策の策定に当たり、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこととした。
 - ・ 特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は、制度や規則の解説に主眼を置いた単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証が不十分であったこと等を踏まえ、情報保全教育資料を個々の職員の状況に応じた重層的な構造に再編成した。さらに、教育内容の定着度を測定する知識確認試験の導入等に取り組んでいるところである。以上の取組は、教育責任者に指定された審議官・将補級の職員が責任を持って実施する。
 - ・ 防衛省の情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、令和7年1月に有識者会議を新設した。今後、同年3月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえた情報保全教育の改善策を速やかに実行する。

53 令和7年4月14日、防衛大臣から参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出された。同報告の全文は、資料5（85～92頁）参照。

- ・ 情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官ポストを令和7年4月1日に新設したほか、中央組織と現場部隊等との連携を強化していく。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

2. 自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不斷に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。

- ・ 緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善等を実施する。
- ・ このような情報保全措置の改善については、内閣情報調査室とも連携して不斷に検証する。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

3. 海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生起したことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。

- ・ 特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確實に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施する。なお、令和7年3月には、海上自衛隊艦艇の戦闘指揮所（C I C）への立入りが想定される全ての隊員の適性評価を終えている。
- ・ 部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との乖離について演習を用いて検証する際、緊急時に部隊運用が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含めて検証する。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

4. 人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。

- ・ 人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を実施する。また、他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、防衛省本省と防衛装備庁との間で過去の適性評価における情報を相互に活用できる旨の内部規則の規定が十分に活用されていなかったことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう当該内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。
- ・ 適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を進めており、令和7年3月に一部運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。具体的には、令和11年度に全ての機能の運用を開始できるよう、令和7年度にシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したい。
- ・ なお、令和7年2月27日の委員派遣時に、防衛省における適性評価及び適格性の確認の運用について現場にとって過度な負担となっていないかとの御指摘を頂いたことも踏まえ、現場の負担軽減を図りたい。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

5. 特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。

- 大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用する。従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認する。
- 令和7年3月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえ、内部規則を改正し、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を集約・共有することとし、同年4月1日に施行した。これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行する。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

6. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。
- 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、臨時保全教育の実施、特定秘密文書等の捜索や回収等といった具体的行為を列挙する形で内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。本措置については、教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底する。
 - これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに通知して措置を講ずる。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

7. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が1か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。
- 漏えい事案の発生等を認知した場合には、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官及び幕僚長等から構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗を管理する。また、漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所

掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

8. 今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。

- 令和6年8月、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を実施した。その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を同年12月に公表した。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

9. 我が国的情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。

- 令和7年3月に公表された有識者会議の中間提言も踏まえ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、同年4月1日に施行した。当該有識者会議は、今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていく。
- 特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については、他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくとともに、これら取組について適時適切に審査会に報告する。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

10. 漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重

く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。

- 漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。このような体制の下、審査会への報告及び対外公表についても速やかに実施する。

審査会の勧告（令和6年7月30日）（抜粋）

11. 我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。

- 防衛省として、累次の事案を踏まえた再発防止策等を令和6年12月に公表したところ、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。

【主な質疑事項】

- 防衛省においては、特定秘密保護制度に対する信頼を損ないかねない事態となったことを反省し、令和6年12月公表の再発防止策を始め、審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実施するよう求める。これらの措置を実施する時期や実施状況に係る対外公表に関する考え方を伺いたい。
- 適格性の確認を経て特別防衛秘密及び省秘の取扱いの業務を行うことができる職員数はどの程度か。また、適性評価を実施した職員は適格性も保有していると考えてよいのか。
- 適性評価の調査事項と適格性の確認の調査事項は重複しているのか。
- 防衛省における業務の実態を踏まえ、適性評価と適格性の確認の円滑な実施の在り方について検討し、適切な措置を講じる必要があると考えるが、見解を伺いたい。
- 適性評価の調査については、速さだけでなく質を担保することが重要で

あるが、調査の質を担保するためにどのような措置を講じるのか。また、護衛艦の戦闘指揮所（C I C）等における事案を受けて実施した約2,000人に対する適性評価では調査の質をどのように担保したのか。

（b）城内国務大臣に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、城内国務大臣及び政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））に対し、締めくくり的な質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 防衛省において確認された情報保全事案を通じて得られた教訓の政府全体での共有を徹底するなど、適確な再発防止措置を講じるべきではないか。
- ・ 令和7年度に予定されている運用基準の見直しにおいて、防衛省の事案から得られた教訓等を反映する余地があるのではないか。具体的に検討している内容等はあるか。
- ・ 防衛省において、行政機関をまたぐ人事異動に伴う適性評価が適切に実施されていない事案が確認されたが、行政機関をまたぐ人事異動は防衛省に限った問題ではない。円滑な調査実施の観点から、城内国務大臣及び内閣情報調査室から関係行政機関に対し、適性評価の実施に関する行政機関間の協力に係る既存制度の活用を促進することが必要ではないか。
- ・ ある行政機関で行った適性評価の結果を他の行政機関でも有効なものとして取り扱うといった、いわゆる「ポータビリティ」について、大臣の見解如何。
- ・ 適性評価制度について、5年ごとのクリアランス更新の在り方を見直す必要はないか。
- ・ 令和5年中に評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった事例が前年までと比べて増加した背景について、どのように分析しているか。
- ・ 各行政機関の職員について、突発的な緊急事態も見据えた過不足のない適性評価を実施する必要があると考える。大臣から各行政機関に対し、様々な想定に基づき必要な者には適性評価を実施するよう指導されたい。また、仮に緊急事態において適性評価を受けていない行政機関の職員に対する特定秘密の提供が必要となる場合、どのような対応が考えられるのか。
- ・ 適性評価未実施の職員に対し、特定秘密である情報に基づく情報を示し

て何らかの指示をする場合、当該情報は特定秘密に該当しないと理解してよいか。また、こうした場合でも漏えいには当たらないのか確認したい。

- ・ 経済安全保障に関する情報の適確な保全のため、特定秘密保護制度と重要経済安保情報保護活用制度を一体的に運用することが重要である。具体的には、特定秘密保護法の運用基準で定める事項の細目について明確化や補足すべき箇所がないか不斷に検討し、必要に応じて見直しを行うことや、現に保有する経済安保情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないか再点検を行うことなどが考えられるところ、大臣の見解如何。
- ・ 特定秘密は内閣官房、重要経済安保情報は内閣府の所管となっている。現在は城内国務大臣が双方を担当しているが、異なる大臣が担当することとなった場合、両制度の一体的な運用に支障が生じるおそれはないか。
- ・ 審査会の質疑において、内容が機微にわたることなどを理由として、行政機関側が十分な説明を行わない場面が散見されたことは極めて遺憾である。審査会が特定秘密保護制度の運用状況を適切に監視することが、同制度に対する国民の信頼確保につながることや委員が宣誓を行っていることを十分に理解し、審査会に対して機微な情報を含めた丁寧な説明を行うことを徹底すべきではないか。

(c) 内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 独立公文書管理監は、令和6年4月、7月及び12月に防衛省が公表した漏えい事案等に関して、検証・監察を実施しているのか。また、防衛省における内部調査や再発防止策の取りまとめに当たり、独立公文書管理監として果たした役割はあったのか。
- ・ 独立公文書管理監は令和7年度以降、特定秘密についての検証・監察に加え、重要経済安保情報についての検証・監察を行うこととなるが、職員の増員に係る調整状況等、情報保全監察室の体制強化のための取組について説明されたい。
- ・ 今後、重要経済安保情報についての検証・監察を行うに当たり、どのよ

うな課題があると考えているのか。

- ・ 特定秘密と重要経済安保情報は、秘密のレベルは異なるが、対象分野が一部重複していることを踏まえ、今後、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行う際には、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認することも必要と考えるが、見解を伺いたい。
- ・ 独立公文書管理監の通報窓口については、一定の条件を満たす場合にのみ通報することができることとされており、窓口が狭く感じられるが、独立公文書管理監の見解如何。また、通報者の保護は十分になされているのか。

③ 主な指摘事項

審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

1. 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。
2. 出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。
3. 防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。
4. 特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不斷に検証し、必要な措置を講じること。

5. 安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不斷に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。
6. 特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。
7. 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。

(3) 審査の経過及び結果

対象期間中において、委員会等からの特定秘密の提出の求め又は要請に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の2等）はなかった。

(4) 委員派遣

審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができるとされている（審査会規程第19条第1項）。

審査会の有村治子会長、石田昌宏委員、羽生田俊委員、宮崎雅夫委員、古賀之士委員、田名部匡代委員、秋野公造委員及び串田誠一委員の8名は、令和7年2月27日、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、防衛省（東京都）への委員派遣を行った（調査の概要については、43～44頁参照）。

(5) 特定秘密の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を求めることができるとされている（国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等）。

対象期間中の調査では、委員派遣の際に派遣先（防衛省）で特定秘密の提示を受けるため、令和7年2月14日、防衛大臣に対し同省の特定秘密の提示を要求し、同月27日に実施した委員派遣において、当該特定秘密の提示を受けた（提示を受けた特定秘密の概要については、資料7（97頁）参照）。

【資料】

(資料1) 委員名簿	59
(資料2) 国会法、審査会規程等による保護措置	63
(資料3) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像	64
(資料4) 年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧	65
(資料5) 励告及び行政機関が講じた措置一覧	80
(資料6) 委員派遣一覧	93
(資料7) 提示を受けた特定秘密一覧	94
(資料8) 特定秘密の指定件数（各対象期間中）	98
(資料9) 特定秘密の指定件数（各年末時点）	99
(資料10) 特定秘密の指定の解除の状況	100
(資料11) 特定秘密の指定の有効期間の満了の状況	100
(資料12) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況	100
(資料13) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数	101
(資料14) 各行政機関における適性評価の実施件数	102
(資料15) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数	104
(資料16) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数	104
(資料17) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	104
(資料18) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数	105
(資料19) 適性評価に関する改善事例	105
(資料20) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	106
(資料21) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	108
(資料22) 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	113
(資料23) 特定秘密保護法のポイント	114
(資料24) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子	115
(資料25) 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧（令和5年12月末現在）	116
(資料26) 関連年表	119

(資料1) 委員名簿

会長 有村 治子 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	串田 誠一 (維教)
石田 昌宏 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	浜口 誠 (民主)
羽生田 俊 (自民)	石川 博崇 (公明)	

(令和6年6月1日現在)

会長 有村 治子 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	石川 博崇 (公明)
石田 昌宏 (自民)	田名部 匡代 (立憲)	串田 誠一 (維教)
羽生田 俊 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	

(令和6年10月1日現在)

会長 有村 治子 (自民)	森屋 宏 (自民)	秋野 公造 (公明)
石田 昌宏 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)	串田 誠一 (維新)
羽生田 俊 (自民)	田名部 匡代 (立憲)	

(令和6年11月11日現在)

会長 有村 治子 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	秋野 公造 (公明)
石田 昌宏 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)	串田 誠一 (維新)
羽生田 俊 (自民)	田名部 匡代 (立憲)	

(令和6年11月28日現在)

会長 有村 治子 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	秋野 公造 (公明)
石田 昌宏 (自民)	古賀 之士 (立憲)	串田 誠一 (維新)
羽生田 俊 (自民)	田名部 匡代 (立憲)	

(令和7年1月24日現在)

注：会派の正式名称は次のとおり。

自民：自由民主党

立憲：立憲民主・社民（～令6.9.26）、立憲民主・社民・無所属（令6.9.26～）

公明：公明党

維新：日本維新の会・教育無償化を実現する会（～令6.11.1）

維新：日本維新の会（令6.11.1～）

民主：国民民主党・新緑風会

〈参考〉過去の委員一覧

年次報告書 (対象期間)	会長互選日	委 員 名			
平成27年年次報告書	平27. 3. 30	会長 金子 原二郎 (自民)	大野 元裕 (民主)	石井 準一 (自民)	藤本 祐司 (民主)
平27. 3. 30 ～平27. 12. 31	委員選任日 平27. 3. 25	上月 良祐 (自民)	荒木 清寛 (公明)	末松 信介 (自民)	儀間 光男 (維新)

注：**自民**：自由民主党、**民主**：民主党・新緑風会、**公明**：公明党、**維新**：維新の党（～平27. 12. 24）、おおさか維新の会（平27. 12. 24～）

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名			
平成28年年次報告書	平28. 1. 4	会長 金子 原二郎 (自民)	大野 元裕 (民主)	石井 準一 (自民)	藤本 祐司 (民主)
平28. 1. 1 ～平29. 4. 30		猪口 邦子 (自民)	荒木 清寛 (公明)	上月 良祐 (自民)	仁比 聰平 (共産)
	平28. 8. 1	会長 金子 原二郎 (自民)	大野 元裕 (民進)	猪口 邦子 (自民)	神本 美恵子 (民進)
		上月 良祐 (自民)	石川 博崇 (公明)	長谷川 岳 (自民)	仁比 聰平 (共産)
	平28. 9. 26	会長 中曾根 弘文 (自民)	石橋 通宏 (民進)	猪口 邦子 (自民)	大野 元裕 (民進)
		上月 良祐 (自民)	石川 博崇 (公明)	佐藤 正久 (自民)	仁比 聰平 (共産)

注：**自民**：自由民主党（～平29. 1. 16）、自由民主党・こころ（平29. 1. 16～）、**民主**：民主党・新緑風会（～平28. 3. 30）、**公明**：公明党、**共産**：日本共産党、**民進**：民進党・新緑風会（平28. 3. 30～）

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名			
平成29年年次報告書	平29. 9. 28	会長 中曾根 弘文 (自民)	石橋 通宏 (民進)	阿達 雅志 (自民)	大野 元裕 (民進)
平29. 5. 1 ～平30. 11. 30		井原 巧 (自民)	山本 香苗 (公明)	猪口 邦子 (自民)	仁比 聰平 (共産)
	平30. 5. 11	会長 中曾根 弘文 (自民)	山本 香苗 (公明)	阿達 雅志 (自民)	大野 元裕 (民主)
		井原 巧 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	猪口 邦子 (自民)	仁比 聰平 (共産)
	平30. 10. 24	会長 中曾根 弘文 (自民)	谷合 正明 (公明)	井原 巧 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)
		猪口 邦子 (自民)	大野 元裕 (民主)	江島 潔 (自民)	仁比 聰平 (共産)

注：**自民**：自由民主党・こころ（～平30. 10. 22）、自由民主党・国民の声（平30. 10. 22～）、**民進**：民進党・新緑風会（～平30. 5. 7）、**公明**：公明党、**共産**：日本共産党、**民主**：国民民主党・新緑風会（平30. 5. 7～）、**立憲**：立憲民主党・民友会（平30. 5. 8～）

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名				
年次報告書 (令和元年12月) 〔 平30.12.1 ～令元.8.31 〕	平31.1.28	会長 中曾根 弘文 (自民)	大野 元裕 (民主)	杉尾 秀哉 (立憲)	谷合 正明 (公明)	石井 章 (維希)
		井原 巧 (自民)				
		猪口 邦子 (自民)				
	令元.8.1	江島 潔 (自民)	石井 章 (維希)			
	令元.8.5	会長 中曾根 弘文 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	谷合 正明 (公明)	大野 元裕 (民主)	清水 貴之 (維新)
		猪口 邦子 (自民)				
		江島 潔 (自民)	浜口 誠 (民主)			
		堀井 巖 (自民)	清水 貴之 (維新)			

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**民主**：国民民主党・新緑風会、**立憲**：立憲民主党・民友会（～平31.1.24）、立憲民主党・民友会・希望の会（平31.1.24～）、**公明**：公明党、**維希**：日本維新の会・希望の党（～令元.7.30）、**維新**：日本維新の会（令元.7.30～）

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名				
年次報告書 (令和2年11月) 〔 令元.9.1 ～令2.8.31 〕	令元.10.4	会長 中曾根 弘文 (自民)	杉尾 秀哉 (※)	磯崎 仁彦 (自民)	浜口 誠 (※)	
		猪口 邦子 (自民)	谷合 正明 (公明)			
		堀井 巖 (自民)	清水 貴之 (維新)			

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**※**：立憲・国民・新緑風会・社民（令元.9.30～）、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名				
年次報告書 (令和3年12月) 〔 令2.9.1 ～令3.9.30 〕	令2.9.16	会長 中曾根 弘文 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	磯崎 仁彦 (自民)	難波 燐二 (立憲)	
		猪口 邦子 (自民)	谷合 正明 (公明)			
		堀井 巖 (自民)	清水 貴之 (維新)			
	令2.10.26	会長 藤井 基之 (自民)	古賀 之士 (立憲)	磯崎 仁彦 (自民)	石川 博崇 (公明)	
		猪口 邦子 (自民)	清水 貴之 (維新)			
		堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)			

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**立憲**：立憲民主・社民（令2.9.14～）、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会、**民主**：国民民主党・新緑風会（令2.9.14～）

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名			
年次報告書 (令和4年6月) 〔 令3.10.1 ～令4.4.30 〕	令3.10.4	会長 藤井 基之 (自民)	古賀 之士 (立憲)	磯崎 仁彦 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)
		猪口 邦子 (自民)	石川 博崇 (公明)	堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)
	令3.10.8	会長 藤井 基之 (自民)	古賀 之士 (立憲)	猪口 邦子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)
		こやり 隆史 (自民)	石川 博崇 (公明)	堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)
	令3.12.6	会長 水落 敏栄 (自民)	古賀 之士 (立憲)	猪口 邦子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)
		こやり 隆史 (自民)	浜田 昌良 (公明)	堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**立憲**：立憲民主・社民、**公明**：公明党、**民主**：国民民主党・新緑風会

年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名			
年次報告書 (令和5年6月) 〔 令4.5.1 ～令5.4.30 〕	令4.8.3	会長 猪口 邦子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	上野 通子 (自民)	石川 博崇 (公明)
		こやり 隆史 (自民)	高木 かおり (維新)	堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)
	令4.10.3	会長 有村 治子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	上野 通子 (自民)	石川 博崇 (公明)
		こやり 隆史 (自民)	高木 かおり (維新)	堀井 巖 (自民)	浜口 誠 (民主)

注：**自民**：自由民主党（令4.7.26～）、**立憲**：立憲民主・社民、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会、
民主：国民民主党・新緑風会

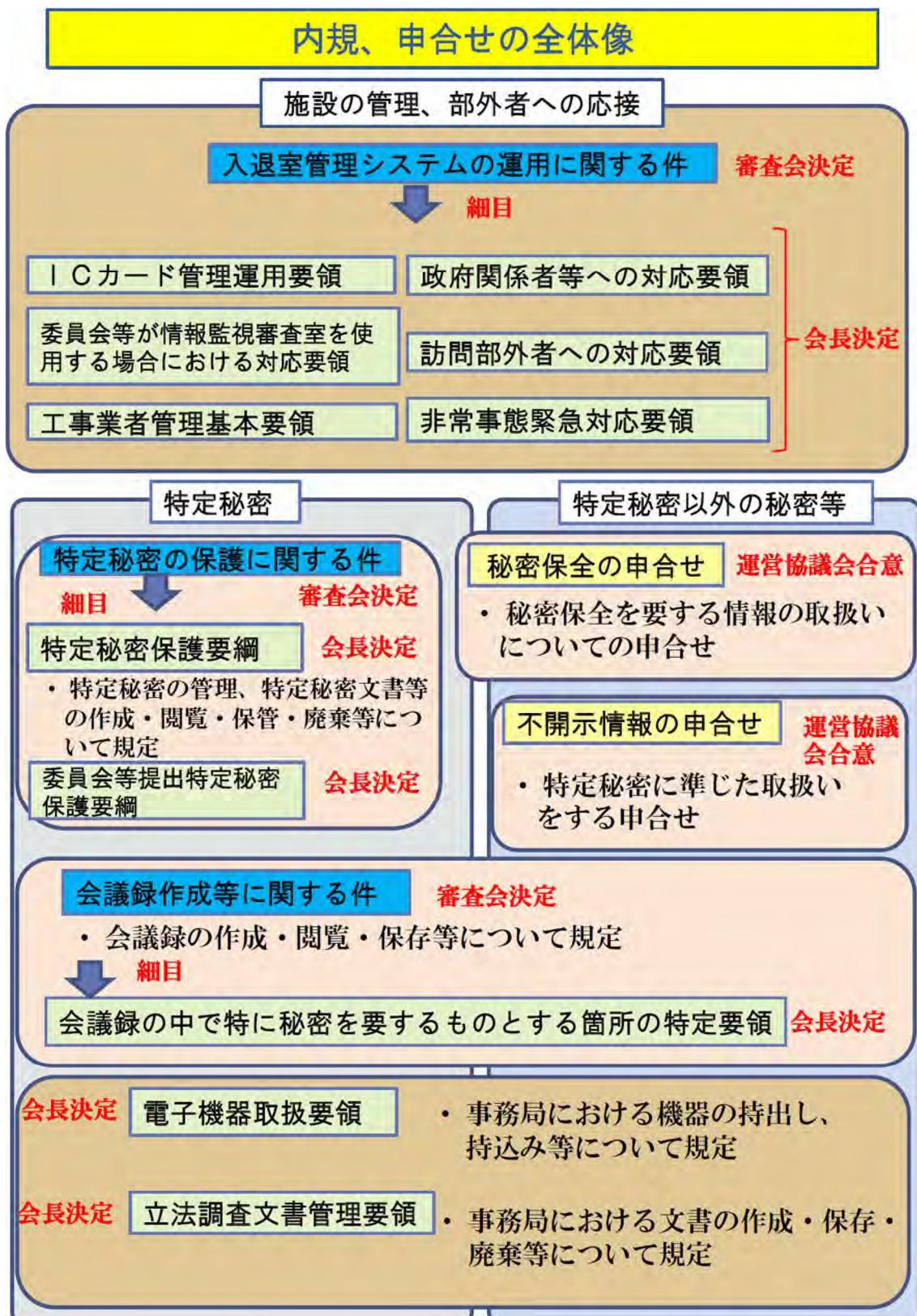
年次報告書 (対象期間)	委員変更日	委 員 名			
年次報告書 (令和6年6月) 〔 令5.5.1 ～令6.5.31 〕	令5.10.20	会長 有村 治子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	石井 正弘 (自民)	石川 博崇 (公明)
		石田 昌宏 (自民)	串田 誠一 (維新)	羽生田 俊 (自民)	浜口 誠 (民主)
	令6.1.26	会長 有村 治子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	石田 昌宏 (自民)	石川 博崇 (公明)
		羽生田 俊 (自民)	串田 誠一 (維新)	宮崎 雅夫 (自民)	浜口 誠 (民主)

注：**自民**：自由民主党、**立憲**：立憲民主・社民、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会（～令6.1.16）、
維教：日本維新の会・教育無償化を実現する会（令6.1.16～）、**民主**：国民民主党・新緑風会

(資料2) 国会法、審査会規程等による保護措置

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 (本会議の議決により選任)	審査会規程第3条第1項 審査会規程第3条第3項 審査会規程第6条
宣誓 (他に漏らさないことを誓う旨の宣誓)	審査会規程第4条第1項（委員） 審査会規程第4条第2項（審査を要請した委員長等）
会議の非公開	特定秘密保護法第10条第1項第1号イ 国会法第102条の15第2項（調査） 国会法第102条の17第3項（審査） 議院証言法第5条の3第3項（審査） 審査会規程第26条
会議録の非公表	審査会規程第29条第4項（各議員には提供しない） 審査会規程第30条（閲覧制限）
会議室 (特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置)	審査会規程第11条（情報監視審査室）
特定秘密の利用者・知得者の制限	国会法第102条の19（委員、審査を要請した委員長等（審査会規程第18条）、審査会事務局職員） 議院証言法第5条の4（委員、審査を要請した委員長等（審査会規程第18条）、審査会事務局職員）
特定秘密の保管	審査会規程第27条（情報監視審査会が保管）
特定秘密の閲覧制限	審査会規程第28条
職員に対する適性評価	国会法第102条の18

(資料3) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



(資料4) 年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧

平成27年年次報告書における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
本審査会としては、次の点をはじめ審査会において指摘があった事項について、政府は統一的な運用を図ることが必要と考える。	
○ 指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」について、適正かつ適切な記載とともに、可能な限り情報を開示すること。	・ 法務省及び外務省が不開示情報の開示又は特定秘密指定書の記述の修正を行った*。
○ 指定書の「指定の理由」等の特定秘密の指定そのものに関わる変更を行う場合には、審査会に速やかに通知するとともに、適切な説明を行うこと。	・ 外務省が特定秘密指定書の記述の修正を行い、修正済みの同指定書を提出した*。 また、現在は各行政機関が特定秘密の指定の解除を行った際には、各行政機関が個別に審査会事務局に隨時報告している。
○ 指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」について、それぞれが識別され、分かりやすいものとなるよう、表現の工夫を図ること。	・ 防衛省が指定管理簿の指定に係る特定秘密の概要の記述の変更を行った*。
また、審査会において指摘があった次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○ 特定秘密保護法第3条第1項の「公になつてないもの」については、政府の説明について委員から疑義が呈されたことを踏まえ、この定義の更なる明確化を図り、統一的に運用すること。	・ 当該指摘を受けて、内閣情報調査室から、「(1)公になつてないものとは不特定多数の人に知られていない状態であることをいう、(2)特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が公表されていると我が国が政府が認定する場合は、非公知性を失うものと理解している、(3)同一性を有するか否かの判断は個別具体的な状況を踏まえつつ行政機関の長が行う」などの説明を行った。
○ サードパーティールールの適用によって特定秘密を不開示とする場合があることは既に国会においても明らかにされてきたが、政府の統一的な運用に委員から疑義が呈されたことを踏まえ、行政機関ごとに適用の在り方が異なることのないよう、サードパーティールールの適用基	・ 当該指摘及び審査会での議論を踏まえ、公開で行われた審査会での質疑の場において、上川国務大臣からサードパーティールールの定義、過去の国会答弁、行政機関間で統一した認識等について説明を行った。

<p>準の明確化を図り、統一的に運用すること。</p> <p>なお、審査会において議論があった次の点についても、政府は十分留意して対応することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定の在り方そのものについて審査会の委員が疑義を抱くことがある場合には、政府として真摯にその疑義の解明に努めること。また、審査会の合意があつた場合は必要な資料を提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き審査会の求めに応じ、真摯に説明に努めてまいりたい。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

* は、当該報告書公表以前に対応したと認められるものである。

(出所) 参議院情報監視審査会（平成30年4月11日）における内閣官房（内閣情報調査室）の説明（平成29年年次報告書掲載）を基に作成

平成28年年次報告書における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
<p>本審査会における議論を踏まえ、次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定秘密保護法に基づく他の行政機関等への特定秘密、特にサードパーティールールの適用がある特定秘密の提供に関し、実情を把握した上で、必要に応じて提供に関する統一的な手続について検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政機関等への特定秘密の提供状況については、平成28年末時点、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書を全行政機関合計で約11万件保有し、そのうち約96%は情報収集衛星関連であった。 ・ 外国から提供のあった特定秘密については、平成28年中に政府全体で約3,400件の特定秘密文書が他の行政機関等へ提供されている。 ・ 外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有される場合は、以下の(1)～(3)のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1)外国の情報提供元が直接自ら複数の行政機関に提供する場合 (2)ある行政機関が外国から共有の条件が示された情報を受け取り、他の行政機関にその共有の条件に応じて共有する場合 (3)外国から情報提供を受けた行政機関が外国の情報提供元の承諾を得て他の行政機関に共有する場合 ・ サードパーティールールの適用がある特定秘密の提供については、従来からサードパーティールールという慣習の目的にかなう形で、行政機関間において安全保障上必要な共有が図られている。改めて統一的な手続を策定しな

	<p>くとも、外国から提供を受けた情報については、情報提供元の信頼関係を損なわないような形態で安全保障上必要な情報共有が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> サードパーティールールは国際的な慣習であり、我が国が単独で画一的な手続を明文化することは困難である。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所) 参議院情報監視審査会（平成30年4月11日）における内閣官房（内閣情報調査室）の説明（平成29年年次報告書掲載）を基に作成

平成29年年次報告書における主な要改善・指摘事項

主な要改善事項	政府の対応状況
以下の3点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。	
○ 他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定に関しては、情報提供元の行政機関における同内容の特定秘密の指定の内容との整合性について、関係行政機関間で十分な確認を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年2月の審査会において、情報収集衛星関連の特定秘密について、提供元の内閣官房及び提供先の警察庁がそれぞれ保有する特定秘密を提示し、審査会での議論を踏まえ、各省庁が対応を検討中である。
○ 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、それが適正に行われているかを判断し、また、重複分を除いた特定秘密文書の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年末時点の特定秘密文書保有件数約38万件のうち、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書は約14万7,000件（約4割弱）である。
○ 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、当該職員の業務における特定秘密を取り扱う必要性について厳格に判断し、特定秘密指定書に明確に記載することを通じて、特定秘密の取り扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> 外務省が5件の特定秘密指定書にある当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を一部修正し、その旨を審査会に報告した。

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点については、政府において適切に対応することが必要と考える。	
○ 一部の特定秘密の指定において、「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるも	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関が対応を検討中である。

	<p>のを除く。」旨の限定が付されている。この編集又は加工の具体的な方法については、特定秘密とそれ以外の情報の境界を明確にし、もって特定秘密の指定の適否を判断する上で重要な要素であることから、本審査会においてより明確な説明を行うよう努めること。</p>	
○	<p>特定秘密指定書、特定秘密指定解除書及び特定秘密指定延長書は、特定秘密保護制度の運用を監視するに当たって、本審査会の調査及び審査において基礎となるものであることから、その内容を明確かつ具体的に記載するとともに、特定秘密指定書等の記載を変更した際には、当該特定秘密指定書等を速やかに本審査会に提供し、必要に応じて報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関から既に指定書等の提出や説明が行われた。
○	<p>特定秘密の指定及び保有を行っていないない行政機関が職員の適性評価を行う際には、適性評価が被評価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要がある場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用基準でプライバシーの保護や実施対象の範囲を必要なものに限ると定められており、内閣情報調査室から各行政機関に対し、本指摘事項を周知した上で適正な実施を促している。
○	<p>毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関から既に指定書等の提出や説明が行われた。
○	<p>サードパーティールールが適用される特定秘密について、政府は、「保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供する」旨答弁しているところ、関係行政機関がこの考え方に基づいて適切に取り組むよう引き続き努力すること。また、情報提供元に照会ができない場合又は情報提供元の承諾が得られなかつた場合には、その旨及びその経緯を説明するなど十分な対応を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に複数の行政機関がサードパーティールールの適用がある特定秘密を審査会に提示するなど対応を行っている。
○	<p>内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用基準において、特定秘密にしようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を設定することが定められており、こうした検証項目

<p>を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。</p> <p>さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。</p>	<p>について、今後も求めに応じて丁寧に説明していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察において、対象ファイルに係る特定秘密文書が他の行政機関から提供されたものである場合は、提供元の行政機関におけるいわゆる原本の存在もヒアリング等で確認しており、引き続き厳正に検証・監察していきたい。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所) 参議院情報監視審査会（令和元年11月6日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和2年11月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和元年12月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
<p>○ 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会が行政機関に当該適否を判断するための説明を求めた場合には、説明を求める理由を十分に理解し、的確に説明するなど真摯に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月及び6月の審査会で、関係省庁が指定の適否に関する説明を行った。今後も引き続き、審査会から指定の適否を判断するための説明を求められた際には、趣旨を理解し、適切な説明をするよう関係行政機関に周知していく。
<p>○ 本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求めた場合には、真摯かつ適切に対応するとともに、例外的に、提供の求めに応じられないと判断する場合には、その判断の理由について本審査会の理解が得られるよう、十分かつ明確に説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年11月及び令和2年9月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から特定秘密の提供に関する原則などについて周知するとともに、審査会からの特定秘密の提示要求について適切に対応するよう求めた。また、令和2年6月の審査会で、警察庁が審査会から提示要求があった特定秘密を提示するとともに、国家安全保障局、内閣情報調査室、防衛省、外務省は特定秘密に関する説明を行った。なお、令和2年6月に見直しを行った運用基準V6(5)では、審査会に対する適切な対応について明記し、関係行政機関に対し真摯かつ適切な対応を促している。
<p>○ 特定秘密の指定の法的要件の一つである情報の「非公知性」に関しては、各行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年9月の関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から同指摘

	<p>政機関において厳格に判断することが重要であるところ、情報の性格上、公知・非公知を即座に判別し難い場合もあることから、個々の特定秘密の非公知性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明すること。</p>	<p>を示し、真摯に対応するよう周知した。審査会でのこれまでの議論を踏まえて関係省庁が検討中と承知している。</p>
○	<p>特定秘密の保護のためには、特定秘密を取り扱う各行政機関が、特定秘密文書中の特定秘密に該当する箇所を的確に認識し、当該箇所に特定秘密である旨明確な表示を付すことが重要であり、こうした取組を確実に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立公文書管理監による是正の求めでも同様の指摘がなされており、関係行政機関が適切に対応していると承知している。
○	<p>各行政機関が特定秘密の指定の有効期間を設定又は延長する際には、適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする運用基準に従うとともに、本審査会や独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下同じ。）が有効期間の説明を求めた場合には、十分な根拠をもって説明できるようにすること。</p> <p>また、独立公文書管理監は、各行政機関における指定の有効期間の適切性についても引き続き厳格な検証・監察を行い、その結果を報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用基準Ⅱ 4 (1) の特定秘密の指定の有効期間を設定、延長する際に適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする規定に従い、関係行政機関が適切に対応していると承知している。また、令和2年2月の審査会において、外務省及び防衛省が指定の有効期間の延長の適切性について説明した。 検証・監察では、行政機関から、その有効期間が適切と判断した理由について説明を聴取し、当該情報に係る諸情勢のほか、当該行政機関の指定に係る業務の考え方等を踏まえ、厳正に判断している。審査会に対しては、今後も求めに応じて丁寧に説明していく。
○	<p>保存期間1年未満の特定秘密文書の検証・監察の実施や、多くの特定秘密が指定の有効期限を迎えること等に伴い、独立公文書管理監の検証・監察業務に影響が生ずることを踏まえ、検証・監察に係る新たな手法の導入や、独立公文書管理監の分析能力向上を図るために取組などを積極的に行い、検証・監察の実効性を高めるとともに、必要に応じて人的資源の拡充を図るなど、検証・監察の体制を整備すること。</p> <p>また、各行政機関による特定秘密の指定等の状況に関して、検証・監察の過程で独立公文書管理監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察は、令和元年度は、より多くの行政機関を対象に実施しており、引き続きその手法の確立に向けて真摯に取り組んでいきたい。検証・監察の手法については今後も更なる改善に取り組む必要があると考えており、従来は特定行政文書等の保存の検証・監察に係る実地調査の際、対象部署に特定秘密の記録とその表示に係る検証・監察を併せて行っていたが、令和元年度は、ほかの部署も対象にできるようにするなど効率性の向上に努めた。これまでのノウハウの蓄積により、限られた時間、体制の中でも文書の適否を的確に判断できるようになってきたと考えている。また、審査会に対しては、今後も一つの検証・監察事

	<p>項に区切りが付いた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で、当室の活動状況等について隨時説明するなど、誠実に対応していきたい。</p>
○ 本審査会が平成30年12月に参議院議長へ提出した年次報告書においても、特定秘密文書の他の行政機関等への提供状況を的確に把握して記録することや、特定秘密指定書等について、明確かつ具体的に記載するとともに、その内容を変更した際には、その旨を速やかに本審査会に通知することなど、行政機関の特定秘密の指定等に関する指摘を行っているところ、政府全体で当該指摘に対する取組を進め、その結果を逐次本審査会に報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月に多くの行政機関が指定書等の変更を迎えるに当たり、内閣情報調査室から審査会の平成29年年次報告書の指摘を示し、従前どおり特定秘密文書の提供状況の把握、記録及び指定書等の適切な記載及び審査会への逐次の通知、報告をするよう周知した。また、令和2年9月の関係行政機関の会議でも、内閣情報調査室から、年次報告書（令和元年12月）における同指摘について引き続き真摯かつ適切に対応するよう周知した。
○ 特定秘密保護法の施行後5年が経過し、いわゆる政府の統一運用基準の見直しの時期を迎えているところ、本審査会の指摘に対する政府の取組については、可能な限り、当該運用基準の見直し等を通じて明確なルール化を図り、各行政機関の統一的な対応が実現するよう努めるとともに、見直し後の運用基準の内容について、本審査会に報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> 平和安全法制の施行などがあり、特定秘密に指定することとなり得るものより明確にしておく必要が生じたため、法の別表に掲げる事項の細目を変更した。 特定秘密を含む情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する際の要件及び留意事項を明記した。 参議院情報監視審査会等からの意見を踏まえ、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努める旨を盛り込んだ。 特定秘密の有効期間が満了する際に、その一部について有効期間を延長する場合の手続を明記した。 指定の理由の点検を年1回以上定期的に実施するとともに、必要に応じて臨時に実施する旨を盛り込み、点検の際に留意すべき事項等を明記した。 あらかじめ指定した特定秘密の情報が出現する可能性がないと確定した場合、速やかに解除する旨明記した。 これまで運用上実施してきている「指定の一部解除」に関する事項を明記した。

- ・ 国民の生命及び身体保護の観点からの公表の必要性、その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合の解除及び特定秘密に指定されている情報を編集又は加工した上での公益上の必要性による公表に関する事項を盛り込んだ。
- ・ 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を 5 年に変更した。
- ・ 関係行政機関の間で過去に実施した適性評価で得た情報を活用できることを明記した。
- ・ 内閣府独立公文書管理監の検証・監察項目に、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間を 1 年以上と設定すべきものがないかも含まれることを明記した。
- ・ 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の管理は、各行政機関の長が定める行政文書管理規則による旨を明記した。
- ・ 特定秘密文書の管理等に従事する職員に対する研修の実施に関する事項を盛り込んだ。
- ・ 情報監視審査会への適切な対応に関する事項を盛り込んだ。
- ・ 運用基準について、5 年を目途に、又は必要に応じて見直す旨を明記した。
- ・ 「適性評価の実施についての同意書」及び「質問票（適性評価）」では、適性評価の実施に当たって取得した情報が、他の行政機関における適性評価の実施に必要な範囲内で提供されることがある旨を明記した。「質問票（適性評価）」では、記載する本名は戸籍上の氏名であることを明確にし、「調査票（適性評価）」では、チェックマークを付ける場所を様式上明確にした。

(出所) 参議院情報監視審査会（令和 2 年 12 月 2 日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和 3 年 12 月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和2年11月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○ 本審査会が特定秘密保護制度の運用を監視するため、行政機関に説明を求めた場合には、その趣旨を十分理解し、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じて公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月及び11月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、審査会の審議では、公にされていない情報を交え説明するなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めた。各行政機関においても適切な対応がなされるものと考える。
○ 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。また、極めて例外的に本審査会への提示は困難と判断する場合は、当該特定秘密情報の提示によって、安全保障上具体的にどのような支障が生じるのかを含め、その理由を本審査会の理解が得られるよう十分かつ明確に説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月及び11月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から周知を行った。 令和3年6月の審査会において、警察庁は審査会から提示要求のあった特定秘密を提示しているが、引き続き、関係行政機関に対し真摯かつ適切な対応を促していくたい。
○ 独立公文書管理監から同様の事案に関する是正の求めが続いていることを踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、研修などを通じて再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供すること。内閣情報調査室は、適宜適切な通知の発出などを通じて再発防止に向けた取組を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> 内閣情報調査室では、独立公文書管理監による是正の求めを始め、行政文書の取扱いに関する不適切な事案が発覚した場合には、当該行政機関において適切な対応がなされていると承知している。 令和3年5月に経済産業省において、職員のキャビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案が発生した。当該行政機関による調査の結果、本件による情報漏えい等は認められず、省内規程の改正や研修の強化など、再発防止策を講じていると聞いている。引き続き再発防止に向けた取組を進めていく。また、本件は、令和4年公表予定の政府の国会報告にも記載する予定である。
○ 制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘密保護制度の運用改善	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月及び11月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から周知するとともに、改善事例の把握を期して、関係行政機関との連携を図っている。

に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。

(出所) 参議院情報監視審査会（令和3年12月21日）における内閣官房（内閣情報調査室）の説明（年次報告書（令和4年6月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和3年12月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○ 特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。
○ 国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人の情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、国会法等の規定に基づき適切に対応するよう求めた。 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、改めて注意喚起を行った。 同年2月の内閣衛星情報センターへの委員派遣の際には、審査会からの求めに応じ特定秘密が提示されたと承知している。
○ 多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られるなどを踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を

	<p>期すことを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。
○ 特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、指定の検証・監察に関連して4件の文書を確認した。 実際に文書を確認することによって特定秘密の指定の適否の判断がより的確になる場合は、実地調査による積極的な文書の確認を行うこととしており、令和4年度の検証・監察においても令和3年度を上回る件数の文書を確認する見込みである。

(出所) 参議院情報監視審査会（令和4年11月2日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和5年6月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和4年6月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○ 不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を当該行政機関にとどめることなく、内閣情報調査室が取りまとめて各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期することを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。 今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適

	<p>切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機密情報の管理方法に関する他国の優良事例については調査中であり、参考となる取組があれば共有したい。
○ 運用基準において、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を5年とした上で、指定の解除条件を明らかにするよう努めることが求められている中、大半の特定秘密の有効期間が5年に設定され、延長される一方、解除条件が設定されているものが3割にとどまっている状況を踏まえ、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。 ・ 引き続き、関係行政機関に対し、解除条件を設定できるものがないか精査し、設定できるものについては解除条件の設定を求めたい。
○ 本審査会は厳格な保護措置を講じており、特定秘密保護制度の運用状況を監視する本審査会の役割と責務を果たすためには、政府のより一層の情報開示が重要であることを踏まえ、本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。
○ 内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察においては、1年以上掛かっているものが数多く見られるところ、延長の判断が適正でないものが含まれている場合、長期間にわたり是正されないままになるため、おおむね1年以内に検証・監察が終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年中に延長された189件と令和2年中に延長された36件は、令和2年度中に検証・監察を終えることができず、令和3年度内に行った。 ・ 令和3年中に延長された42件は、速やかに検証・監察に着手し、令和3年度内に全ての検証・監察を厳正かつ実効的に行うことができた。 ・ 今後は、これまでに確立した検証・監察の手法について、実効性を確保しつつ、より効率的なものとすべく、計画的に業務を推進し、令和4年中に延

	長された全ての指定について令和4年度中に検証・監察を完了すること目標に業務に取り組んでいる。
--	------------------------------------------------

(出所) 参議院情報監視審査会（令和4年11月2日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和5年6月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和5年6月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○ 防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないよう、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月に開催された内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から、防衛省における再発防止措置を参考として特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう求めた。また、同年4月に実施した関係行政機関の会議においても、内閣情報調査室から同様の求めを行った。 内閣情報調査室から特定秘密保護法上の28行政機関に対し、漏えい事案等の不適切事案に焦点を当てた教育資料を作成・提供し、保全教育等に本資料を活用することを求めた。 防衛省における事案の再発防止措置を参考に、各行政機関において保護措置の改善がなされているかの確認を行うなど、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について政府全体としてより一層取り組んでいく。
○ 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> 今後、運用基準の見直しも視野に入れ、特定秘密の情報漏えいについても運用基準に基づく通報窓口において受け付けるよう制度の見直しを検討していきたい。
○ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続	<ul style="list-style-type: none"> これまでに蓄積した知見を活用し、実地調査や説明聴取における手法の改善を進めるなど、厳正な検証・監察に留意した上で、必要に応じ業務の効率化を進めている。今後とも、検証・監

<p>き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。</p> <p>○ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監査を行うこと。</p>	<p>察の実効性を確保しつつ、更なる改善に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関に対し、改めて、特定秘密保護法等の不遵守事案が認められた場合における速やかな一報を求めるとともに、事案が発生した経緯や背景も踏まえた上で、速やかな説明聴取、実地調査を行うよう努めている。引き続き、不適切な事案が発生した際の確実な把握と迅速な対応に努めていく。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所) 参議院情報監視審査会（令和5年11月15日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和6年6月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和6年6月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
1. 特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> 指摘の趣旨も踏まえ、令和7年中に運用基準の見直しを行う予定である。
2. 防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が続発していることは極めて遺憾である。政府においては、我が国的情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関において、業務手順の再点検や保全教育の充実などを実施している。また、迅速な調査や国会への早期報告も指示している。
3. 防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。	
4. 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法	<ul style="list-style-type: none"> 運用基準の見直し等を通じて検討していく。

<p>の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を4分野（防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止）に限定している趣旨に鑑み、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況について説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。</p>	
<p>5. 内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、5年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施予定であることから、当室の体制強化を図るべく必要な増員を要求している。また、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて、特定秘密について効率的な検証・監察を実施するとともに、重要経済安保情報についても効果的な検証・監察を図ることができるよう取り組んでいく。

(出所) 参議院情報監視審査会（令和6年12月23日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（本報告書17～19頁掲載）を基に作成

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告

令和5年2月2日
参議院情報監視審査会

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないよう防衛省として周知及び教育を徹底すること。
4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。
5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
6. 我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国的情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。
7. 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1について

全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

2について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

3について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

4について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

5について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

6について

同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。

7について

本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告

令和6年7月30日
参議院情報監視審査会

今般、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において特定秘密の部内漏えいが多数生じたことが明らかになった。いずれも部外への漏えいは確認されていないものの、一昨年末に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案以降、我が国的情報保全体制に対する信頼を著しく損なう事案が立て続けに生じたことは極めて遺憾である。

今般の事案は、特定秘密を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密を漏えいしたもの、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせたもの、適性評価未実施の隊員を特定秘密を知り得る状態に置いたものであり、法の趣旨を逸脱したゆゆしき問題である。これらの事案が生じた背景には、幹部自衛官の遵法精神の欠如、保全意識の欠落、特定秘密保護制度に関する知識の不足に加え、海上自衛隊の艦艇に特有の執務環境を十分に考慮せず、適性評価の実施を必要とする者の範囲を見誤るといった組織的・構造的要因が存在すると断言せざるを得ない。また上記の事案以外にも、防衛省による調査では漏えいには至らなかつたとされるものの、特定秘密の保護に係る手続上の瑕疵が多数確認された。さらに、厳格な情報管理が求められる漏えい事案等の調査に関する保秘情報等が対外公表前に報道された。こうした状況を見ると、自衛隊内の綱紀の緩みを深刻に憂慮するとともに、防衛省が累次の不適切事案の度に講じてきた保全教育等の実効性に重大な疑念を抱かざるを得ない。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、防衛大臣に対し、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

参議院情報監視審査会としては、本勧告を受けて防衛大臣がとる措置の工程、具体的内容及び進捗状況について今後も継続的に監視を行う。その結果、本勧告の各事項が十全に措置されず、防衛省における情報保全体制等の改善が見られないと判断した場合、その理由、要因等について、審査会において防衛省としての説明責任を果たし得ると審査会が判断する者からの説明聴取及び質疑を行った上で、防衛大臣に対し、再び勧告を行う。

1. 幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。
2. 自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不斷に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。
3. 海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生起したことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考

慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。

4. 人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。
5. 特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。
6. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。
7. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が1か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。
8. 今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。
9. 我が国的情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。
10. 漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。
11. 我が国的情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。

以上

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和6年7月12日に公表した特定秘密漏えい事案等について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことについて、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認した特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1について

防衛省としては、昨年12月の再発防止策の策定に当たり、特定秘密保護法の施行から約10年を経て制度運用における緊張感が薄ってきたのではないか、また、再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかという問題意識の下、防衛省における組織的・構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいくこととした。

特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であったこと、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていないこと、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかつたこと等を踏まえ、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成するとともに、教育内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験の導入に向けて取り組んでいる。また、これらの取組について、実施と評価というサイクルの構築を図っていくこととしている。さらに、他の行政機関から異動してきた職員については適性評価を実施しなければならぬとの知識が希薄であったことに鑑みて、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）において、特定秘密管理者が、特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該業務を行わせる前に、「必要な教育を行うよう努めるものとする」としていた規定を、「必要な教育を行うものとする」と改正し、本年4月1日から施行した。

以上の教育に関する取組について、各機関の情報保全教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各幕僚監部情報関係部長等の審議官・将補級の職員が責任をもって実施することにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の秘密保全に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底する体制を整備した。

さらに、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。同会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。この中間提言では、情報保全教育について、「教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的、機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。」との評価を得た。一方で、今後の情報保全教育の手法の改善点として、

- 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。
 - 年1回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。
 - また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定するなど、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。
 - 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。
 - 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手続に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、2つの教育を連接して実施することで理解を相乗的に高めることができる。
- との提言があり、また、情報保全教育の内容の改善点として、
- 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取

り扱うのかが明確に理解できるようなものとすべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護されていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。

○ 情報保全関係職員への教育については、座学のみならずOJTも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。

○ 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

との提言があった。防衛省としては、引き続き、これらを踏まえて情報保全教育の改善策を速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて情報保全教育について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、情報保全体制については、これまで、防衛政策局調査課情報保全企画室が教育や検査を含む全般的な情報保全制度の構築を担っているが、情報保全は防衛省におけるあらゆる業務の基本であり、全省的に取り組む必要が自明であるところ、一つの室に情報保全業務を集中させていた現在の体制に限界があったことは否定できず、これにより、内部部局・各幕僚監部等・部隊等の間でのコミュニケーションギャップにより情報保全上の問題点が長期間認識及び是正されなかつた。このことを踏まえ、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を置き、これにより内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの体制を構築することとし、本年4月1日に同参事官を新設した。また、部隊と中央組織との連携を強化するべく、各幕僚監部等における適性評価実施担当者の増員・新規指名を行うほか、あらゆる検証・監察や検査の機会を利用して現地部隊の情報保全教育状況の確認や実情の把握を行うなどの施策を通じ、中央組織と現場部隊等との連携を強化することとしている。

2について

防衛省・自衛隊は我が国の平和と独立を守ることを任務としており、武力攻撃事態に際しては、特定秘密を含むあらゆる情報を総合的に用いて武力の行使を伴う我が国の防衛のための行動をとることとなる。一方、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可

能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施するほか、その後も部隊運用の実情と情報保全制度に乖離がないか不斷に検討を行うこととした。また、このような情報保全措置の改善については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室とも連携して不斷に検証していくこととしている。

3について

「2について」で述べたとおり、防衛省においては、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、今後は、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される職員も含め、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施することとした。その際、海上自衛隊について言えば、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討を行ったところである。また、「2について」で述べたとおり、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証することとしており、その際、有事を含めた緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施の在り方も含めて検証することとした。

4について

防衛省においては、職員の異動に際し、人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を行うこととしている。また、防衛装備庁を含む他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、内部規則上、防衛省本省と防衛装備庁との間で当該職員の過去の適性評価における情報を相互に活用することができる旨の規定があるが、同制度が十分に活用されていなかった実態が確認されたことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（防防調第18144号。26.12.

20) を改正し、本年4月1日から施行した。

さらに、防衛省においては、一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊がいまだアナログによる情報保全業務を実施していることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、本年3月に一部の運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加していくこととしており、令和11年度にすべての機能の運用が開始できるよう、令和7年度にはシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うこととしているほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したいと考えている。

5について

防衛省における情報保全の遵守状況の確認は、現状において、各組織がそれぞれ行う定期検査及び各組織の情報保全部局が行う情報保全検査に留まっているほか、全ての機関に対する日常的な監察は行われておらず、監察が不十分な状況にある。これを踏まえ、大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用して、情報保全事案の再発防止策の実施状況についてより効果的な監察を実施することとし、従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況や情報保全事案の再発防止策の実施状況を恒常的に確認することとした。

また、「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月27日）においては、定期検査について、「防衛省の各機関や部隊等では年2回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む1件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との突合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考え方の下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。」との評価を受けた。また、この観点を踏まえ、今後の定期検査の手

法の改善点の提言として、

- 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。
- また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをヒヤリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。
- 防衛省は令和5年末時点で25万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。との提言があり、また、定期検査の内容の改善点として、
- 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年2回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができるか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。
- 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。

との提言があった。防衛省としては、これらを踏まえ、特定秘密の保護に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第17882号。26.1.8）の改正により実現できるものとして、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約し、共有することとし、これらについて本年4月1日に施行した。防衛省としては、これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて、引き続き、定期検査について実効性のある抜本的な改善を図ることとしている。

6について

防衛省においては、これまでの情報漏えい事案を振り返り、特定秘密の漏えいのお

それがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、漏えいに係る特定秘密情報又は特定秘密文書等の第三者への伝達を禁止することの徹底その他の所要の臨時保全教育の実施、当該紛失又は漏えいに係る特定秘密文書等の搜索及び回収、当該紛失又は漏えいに係る関係者の特定秘密取扱職員からの除外といった具体的行為を列挙する形で特定秘密の保護に関する訓令の運用についてを改正し、当該通達の上位規則である特定秘密の保護に関する訓令と併せて本年4月1日から施行した。本措置については、平素からの教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることとしている。これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに他の機関等に通知して措置を講じることとした。

7について

漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、「1について」で述べたとおり、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年4月1日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。

8について

防衛省としては、昨年8月、大規模な定期異動の時期を迎えたことを機に、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を行い、その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表した。

9について

「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。同会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」につ

いて集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。防衛省としては、この中間提言も踏まえつつ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、本年4月1日から施行したところであるが、当該有識者会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、防衛省としては、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくこととしている。

1.0について

「7について」で述べたとおり、漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年4月1日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。防衛省としては、このような体制の下、衆議院及び参議院情報監視審査会への報告及び対外公表についても速やかに行っていく。

1.1について

防衛省としては、昨年7月時点で調査中としていた2事案を含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表したところであり、これらの取組やその情報開示・説明を通じて同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。

(資料6) 委員派遣一覧

国会回次	年月日	派遣地	派遣の目的	派遣委員
第189回国会 (常会) 閉会後	平成27年 11月26日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 金子 原二郎君 (自民) 石井 準一君 (自民) 上月 良祐君 (自民) 末松 信介君 (自民) 藤本 祐司君 (民主) 荒木 清寛君 (公明) 儀間 光男君 (維新)
第208回国会 (常会)	令和4年 2月8日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 水落 敏栄君 (自民) 猪口 邦子君 (自民) こやり 隆史君 (自民) 堀井 巍君 (自民) 古賀 之士君 (立憲) 牧山 ひろえ君 (立憲) 浜田 昌良君 (公明) 浜口 誠君 (民主)
第211回国会 (常会)	令和5年 2月21日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 有村 治子君 (自民) 上野 通子君 (自民) こやり 隆史君 (自民) 堀井 巍君 (自民) 牧山 ひろえ君 (立憲) 石川 博崇君 (公明) 高木 かおり君 (維新) 浜口 誠君 (民主)
第213回国会 (常会)	令和6年 2月20日	東京都 (公安調査庁)	公安調査庁における特定秘密の 指定状況及びその管理等に関する 実情調査	会長 有村 治子君 (自民) 石田 昌宏君 (自民) 羽生田 俊君 (自民) 宮崎 雅夫君 (自民) 牧山 ひろえ君 (立憲) 石川 博崇君 (公明) 串田 誠一君 (維教) 浜口 誠君 (民主)
第217回国会 (常会)	令和7年 2月27日	東京都 (防衛省)	防衛省における特定秘密の指定 状況及びその管理等に関する実 情調査	会長 有村 治子君 (自民) 石田 昌宏君 (自民) 羽生田 俊君 (自民) 宮崎 雅夫君 (自民) 古賀 之士君 (立憲) 田名部 匠代君 (立憲) 秋野 公造君 (公明) 串田 誠一君 (維新)

注：いずれも派遣先にて特定秘密の提示を受けた。

(資料7) 提示を受けた特定秘密一覧

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	[提示要求議決日] 提示日	年次報告書 (対象期間)
02g-201412-012-2ニ-012 (官-15) 02g-201501-001-2ニ-001 (官-50) 〔特定秘密が記録されている文書等としては1件だが、同文書等に記録されている特定秘密の件数は2件であった。〕	内閣衛星情報センターが収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	[平27. 11. 18] 平27. 11. 26	平成27年 年次報告書 〔平27. 3. 30 ～平27. 12. 31〕
19-201412-014-4ロ a-001 (警-14)	平成26年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報（当該特定秘密のうち、外国の政府等から入手した情報で第三者への提供が制限されているものを除く。）	警察庁	[平27. 11. 26] 平27. 12. 3	
11-201412-0012-2ハ b-0002 (外-12)	平成26年に外国の政府から国際情報統括官組織に対し、特定秘密保護法の規定に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報	外務省	[平27. 11. 26] 平27. 12. 3	
18-201412-227-1チ a-037 (防-227)	航空自衛隊が保有する戦闘機の性能に関する情報のうち、F-2A/B搭載火器管制レーダーのバーンスルーレンジ等に関する定量的データが記録された文書	防衛省	[平27. 11. 26] 平27. 12. 3	
02g-201501-003-2ハ b-001 (官-52)	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられる情報が記載された文書等	内閣官房 〔内閣情報調査室〕	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	年次報告書 (令和元年12月) 〔平30. 12. 1 ～令元. 8. 31〕
02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015 (官-10～18)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成23年から平成26年の各年中に経済産業省に提供した情報が記載された文書等	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	

02g-201412-002-2ニ-002、 02g-201412-003-2ニ-003、 02g-201412-004-2ニ-004、 02g-201412-005-2ニ-005、 02g-201412-006-2ニ-006、 02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015 (官－5～18)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等			
19-201412-002-3ハ-001、 19-201412-003-3ハ-002、 19-201412-004-3ハ-003、 19-201412-005-3ハ-004、 19-201412-006-3ハ-005、 19-201412-007-3ハ-006、 19-201412-008-3ハ-007、 19-201412-009-3ハ-008、 19-201412-010-3ハ-009、 19-201412-011-3ハ-010、 19-201412-012-3ハ-011 (警－2～12)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁が内閣衛星情報センターから提供を受けた情報が記載された文書等	警察庁	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	
10-201501-002-4ハb-001 (公－12)	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	公安調査庁	[令元. 5. 31] 令元. 6. 19	
16-201501-001-2ハb-001 (海－16)	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報	海上保安庁	[令元. 5. 31] 令元. 6. 19	
19-201601-003-4ハa-001 (警－27)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	[令2. 5. 29] 令2. 6. 5	年次報告書 (令和2年11月) 〔令元. 9. 1 ～令2. 8. 31〕

19-201601-002-3a-001 (警-26)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	[令3.5.28] 令3.6.4	年次報告書 (令和3年12月) 〔令2.9.1 ～令3.9.30〕
02g-201701-001-2ニ-001、 02g-201901-001-2ニ-001、 02g-202001-001-2ニ-001、 02g-202101-001-2ニ-001 (官-67、82、88、95)	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	[令4.2.3] 令4.2.8	年次報告書 (令和4年6月) 〔令3.10.1 ～令4.4.30〕
02g-201412-016-2ニ-016、 02g-201802-007-2ニ-004、 02g-202001-006-2ニ-004 (官-19、80、93)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報			
02g-202004-007-2ホ-001 (官-94)	情報収集衛星に係る暗号に関する情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕			
02g-201412-001-2ニ-001、 02g-201412-002-2ニ-002、 02g-201412-003-2ニ-003、 02g-201412-004-2ニ-004、 02g-201412-005-2ニ-005、 02g-201412-006-2ニ-006、 02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201501-001-2ニ-001、 02g-201503-006-2ニ-004、 02g-201601-001-2ニ-001、 02g-201801-001-2ニ-001、 02g-202001-001-2ニ-001、 02g-202101-001-2ニ-001、 02g-202201-001-2ニ-001 (官-4、5、6、7、8、9、10、11、 12、13、14、15、50、55、58、74、 88、95、103)	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	[令5.2.7] 令5.2.21	年次報告書 (令和5年6月) 〔令4.5.1 ～令5.4.30〕
02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-015-2ニ-015、 02g-201412-016-2ニ-016、 02g-201703-006-2ニ-004、 02g-201802-007-2ニ-004、 02g-202001-006-2ニ-004 (官-16、18、19、72、80、93)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報			

02g-202004-007-2ホ-001、 02g-202110-007-2ホ-002 (官-94、101)	情報収集衛星に係る暗号に関する 情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターに おいて提示を受けた。〕			
10-201412-009-2ニ-005 (公-9) 10-2016*-004-3ニア-001、 10-2017*-004-3ニア-001 (公-16、20) *は不開示情報	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関して収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、同年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報 〔委員派遣時に公安調査庁において提示 を受けた。〕	公安調査庁	[令6.2.8] 令6.2.20	年次報告書 (令和6年6月) 〔令5.5.1 ～令6.5.31〕
18-201412-046-1ニア-006 18-201604-005-1ニア-002 18-201704-002-1ニア-001 18-201804-002-1ニア-001 18-201904-001-1ニア-001 18-202004-003-1ニア-001 18-202004-004-1ニア-002 18-202104-001-1ニア-001 18-202204-004-1ニア-001 18-202303-007-1ニア-001 18-202404-002-1ニア-001 (防-046、275、293、312、 328、358、359、388、420、 448、(識別番号未定)) 18-202404-008-1ニア-006 (防- (識別番号未定)) 18-202404-012-1ニア-007 (防- (識別番号未定))	情報本部が収集整理した商用衛星等の画像データ及び画像情報等 令和6年度に航空自衛隊が収集整理した通信信号及び電波情報等 船舶の航跡情報 〔 委員派遣時に防衛省において提示を 受けた。〕	防衛省	[令7.2.14] 令7.2.27	年次報告書 (令和7年6月) 〔令6.6.1 ～令7.4.30〕

(資料8) 特定秘密の指定件数（各対象期間中）

行政機関	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国家安全保障会議	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
内閣官房	6 (5)	7 (5)	8 (6)	6 (5)	8 (5)
内閣府	0	0	0	1 (0)	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	5 (5)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	6 (6)
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	2 (0)	2 (0)	0	0	1 (0)
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	1 (0)	0	0	0	0
公安調査庁	2 (2)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	2 (2)
外務省	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	28 (25)	32 (24)	29 (25)	25 (23)	32 (26)
防衛装備庁	0	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)
合計	47 (40)	51 (38)	49 (42)	44 (37)	53 (43)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数。

(出所) 政府の年次報告（令和6年6月）

(資料9) 特定秘密の指定件数（各年末時点）

行政機関	令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	26	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	399	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

(出所) 政府の年次報告（令和6年6月）

(資料10) 特定秘密の指定の解除の状況

行政機関名	解除					一部解除				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
内閣官房	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0
警察庁	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	2	1	2	9	0	0	0	0
合 計	0	3	2	1	4	21	0	0	0	0

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料11) 特定秘密の指定の有効期間の満了の状況

行政機関名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
警察庁	0	3	0	0	0
防衛省	29	1	1	0	0
合 計	29	4	1	0	0

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料12) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況

行政機関名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国家安全保障会議	2	1	1	1	1
内閣官房	54	9	8	7	8
警察庁	22	4	4	3	2
総務省	2	1	2	1	1
法務省	1	0	0	0	0
出入国在留管理庁	1	0	0	0	0
公安調査庁	12	2	4	4	2
外務省	33	3	1	1	1
経済産業省	4	0	0	0	0
海上保安庁	16	1	3	3	2
防衛省	214※	20	18	20	22
防衛装備庁	0	16	1	0	0
合 計	361	57	42	40	39

※有効期間が一部満了した8件を含む。

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料13) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

行政機関	令和元年末時点	令和2年末時点	令和3年末時点	令和4年末時点	令和5年末時点
国家安全保障会議	0	0	0	0	0
内閣官房	117,702	129,026	144,416	142,424	161,269
内閣法制局	3	3	3	0	0
内閣府	3	4	4	6	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	34,497	36,853	39,389	43,207	48,882
警察庁のみ保有	34,395	36,747	39,291	43,107	48,779
都道府県警察のみ保有	64	68	58	68	71
重複して保有	38	38	40	32	32
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0
総務省	47	50	52	58	58
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	3	3	3	3	3
出入国在留管理庁	3	3	3	3	3
公安調査庁	21,520	23,408	25,441	28,231	33,114
外務省	119,287	125,825	133,116	141,664	151,888
財務省	5	10	5	26	18
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	141	125	0	3	2
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	3,568	3,629	3,726	3,835	3,876
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	19,141	20,633	22,266	24,381	27,691
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	168,941	183,303	205,454	229,486	255,482
防衛装備庁	247	295	300	401	552
合計	485,108	523,170	574,178	613,728	682,841

(注1) 同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。

(注2) 公安調査庁においては、他の行政機関から提供を受けた特定秘密が記録された行政文書を関連する複数部署で管理しているところ、当該文書の計上方法の見直しを行い、廃棄に伴い当該文書の複製物のみが存在している文書については、情報量をより近似的に示す点からこれを正本として計上することとし、府内における計上方法の斉一性の確保を図った。これによれば、令和4年末時点は28,245件となる。

※ 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。また、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（このため、国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）。

(出所) 政府の年次報告（令和6年6月）

(資料14) 各行政機関における適性評価の実施件数

行政機関	令和元年			令和2年			令和3年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	422	304	118	784	406	378	622	370	252
内閣法制局	1	1	0	2	2	0	0	0	0
内閣府	60	60	0	51	51	0	48	48	0
警察庁	844	844	0	1,152	1,152	0	975	975	0
警察庁	187	187	0	331	331	0	217	217	0
都道府県警察	657	657	0	821	821	0	758	758	0
金融庁	5	5	0	2	2	0	3	3	0
消費者庁	16	16	0	6	6	0	7	7	0
総務省	25	25	0	24	24	0	18	18	0
消防庁	16	16	0	13	13	0	11	11	0
法務省	12	12	0	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	19	19	0	11	11	0	15	15	0
公安審査委員会	2	2	0						
公安調査庁	56	56	0	76	76	0	69	69	0
外務省	208	206	2	509	504	5	290	269	21
財務省	71	71	0	72	72	0	74	74	0
文部科学省	26	26	0	15	11	4	50	46	4
厚生労働省	18	18	0	11	11	0	1	1	0
農林水産省	12	12	0	14	14	0	5	5	0
水産庁	13	13	0	17	17	0	15	15	0
経済産業省	51	51	0	46	46	0	53	53	0
資源エネルギー庁	7	7	0	4	4	0	6	6	0
国土交通省	35	35	0	36	36	0	36	36	0
気象庁	4	4	0	6	6	0	8	8	0
海上保安庁	162	162	0	197	197	0	186	186	0
環境省	14	14	0	1	1	0	10	10	0
原子力規制委員会	0	0	0	9	9	0	0	0	0
防衛省	20,642	20,496	146	55,841	55,562	279	24,376	23,987	389
防衛装備庁	246	192	54	1,053	404	649	717	266	451
合計	22,987	22,667	320	59,958	58,643	1,315	27,602	26,485	1,117

(注) 公安審査委員会は、令和元年12月11日、特定秘密保護法が適用されない行政機関とされた。

(出所) 政府の年次報告（令和6年6月）

行政機関	令和4年			令和5年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	600	367	233	767	511	256
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
内閣府	61	61	0	54	54	0
警察庁	1,050	1,050	0	1,007	1,007	0
警察庁	214	214	0	228	228	0
都道府県警察	836	836	0	779	779	0
金融庁	3	3	0	2	2	0
消費者庁	0	0	0	9	9	0
総務省	61	61	0	31	31	0
消防庁	12	12	0	15	15	0
法務省	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	12	12	0	10	10	0
公安審査委員会						
公安調査庁	78	78	0	81	81	0
外務省	286	284	2	354	348	6
財務省	96	96	0	96	96	0
文部科学省	36	31	5	16	12	4
厚生労働省	19	19	0	35	35	0
農林水産省	19	19	0	12	12	0
水産庁	14	14	0	49	49	0
経済産業省	65	65	0	55	55	0
資源エネルギー庁	7	7	0	7	7	0
国土交通省	30	30	0	33	33	0
気象庁	8	8	0	6	6	0
海上保安庁	222	222	0	266	266	0
環境省	7	7	0	8	8	0
原子力規制委員会	9	9	0	8	8	0
防衛省	19,857	19,694	163	20,403	20,060	343
防衛装備庁	1,025	274	751	1,238	296	942
合計	23,583	22,429	1,154	24,569	23,018	1,551

(資料15) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数

	合計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者	
		計	内訳	計	内訳
令和元年	3	3	内閣府(1)、防衛省(2)	0	
令和2年	5	5	国土交通省(1)、防衛省(4)	0	
令和3年	3	3	防衛省(3)	0	
令和4年	2	2	防衛省(2)	0	
令和5年	23	22	内閣官房(1)、内閣府(1)、消費者庁(2)、水産 庁(1)、国土交通省(1)、防衛省(16)	1	防衛装備庁(1)

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料16) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数

令和元年、令和2年、令和3年、令和4年及び令和5年の各年において、同意の
取下げなし。

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料17) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた件数

	計	行政機関 の職員等		適合事業者 の従業者
令和元年	2	2		0
令和2年	1	1		0
令和3年	0	0		0
令和4年	0	0		0
令和5年	0	0		0

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料18) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数

令和元年、令和2年、令和3年、令和4年及び令和5年の各年において、苦情の申出なし。

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料19) 適性評価に関する改善事例

令和元年、令和2年、令和3年、令和4年及び令和5年の各年において、改善事例の報告なし。

(出所) 各年版の政府の年次報告を基に作成

(資料20) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関	令和元年末時点			令和2年末時点			令和3年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	2,175	853	1,322	1,973	871	1,102	1,945	885	1,060
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	111	111	0	105	105	0	107	107	0
警察庁	4,522	4,522	0	3,931	3,931	0	3,558	3,558	0
警察庁	652	652	0	644	644	0	649	649	0
都道府県警察	3,870	3,870	0	3,287	3,287	0	2,909	2,909	0
金融庁	13	13	0	11	11	0	9	9	0
消費者庁	13	13	0	14	14	0	16	16	0
総務省	63	63	0	76	76	0	73	73	0
消防庁	20	20	0	20	20	0	22	22	0
法務省	26	26	0	22	22	0	23	23	0
出入国在留管理庁	17	17	0	26	26	0	36	36	0
公安調査庁	250	250	0	227	227	0	245	245	0
外務省	1,767	1,722	45	1,317	1,300	17	1,267	1,229	38
財務省	199	199	0	210	210	0	219	219	0
文部科学省	76	59	17	64	48	16	97	77	20
厚生労働省	27	27	0	25	25	0	11	11	0
農林水産省	46	46	0	49	49	0	47	47	0
水産庁	42	42	0	48	48	0	52	52	0
経済産業省	150	150	0	130	130	0	144	144	0
資源エネルギー庁	17	17	0	14	14	0	14	14	0
国土交通省	96	96	0	96	96	0	100	100	0
気象庁	11	11	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	768	768	0	713	713	0	754	754	0
環境省	12	12	0	5	5	0	10	10	0
原子力規制委員会	24	24	0	24	24	0	34	34	0
防衛省	122,207	121,366	841	117,364	116,659	705	123,234	122,282	952
防衛装備庁	2,047	869	1,178	1,973	832	1,141	2,264	890	1,374
合計	134,702	131,299	3,403	128,452	125,471	2,981	134,296	130,852	3,444

(注) 文部科学省は特定秘密の指定権限を有さないが、科学技術の水準の向上を図るための宇宙の開発に関する技術開発等の所掌事務を遂行するに際し、特定秘密を取り扱う可能性があることから、所管する適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようしている。

(出所) 政府の年次報告（令和6年6月）

行政機関	令和4年末時点			令和5年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	1	1	0
内閣府	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	10	10	0	10	10	0
消費者庁	10	10	0	16	16	0
総務省	120	120	0	113	113	0
消防庁	23	23	0	24	24	0
法務省	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	270	270	0	275	275	0
外務省	1,176	1,140	36	1,298	1,262	36
財務省	257	257	0	290	290	0
文部科学省	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	16	16	0	31	31	0
農林水産省	46	46	0	45	45	0
水産庁	42	42	0	48	48	0
経済産業省	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	15	15	0	9	9	0
国土交通省	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	39	39	0	21	21	0
防衛省	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	132,572	128,739	3,833	135,469	130,694	4,775

令和6年6月
内閣官房

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 の概要

特定秘密保護法第19条及び運用基準V5（3）の規定により、政府は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和5年1月1日から同年12月31日までの間を対象期間とする報告・公表を行う。その概要は下記のとおりである。

なお、令和5年末時点で同法上の行政機関は28機関あり、このうち秘密指定権限を有するものは20機関である。

記

1 令和5年中の状況

（1）特定秘密の指定

令和5年中、9機関で53件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表1のとおりである。

（2）指定の有効期間の満了、延長及び解除等

令和5年中、指定の有効期間を満了したものは0件、延長したものは8機関・39件、指定を解除したものは2機関・4件であった。また、特定秘密を指定している13機関全てが、指定の理由の点検を実施している。

（3）国立公文書館その他の施設への移管及び廃棄

令和5年中の移管件数は0件、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は2機関・8件、緊急廃棄された文書の件数は0件であった。

（4）違反事例等に関する運用基準に基づく通報

令和5年中の通報件数は0件であった。

（5）適性評価

令和5年中の実施件数は25機関・24, 569件（このうち適合事業者の従業者は5機関・1, 551件）であった。行政機関別の内訳は、別表2のとおりである。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は23件であった。

2 令和5年末時点における状況

（1）特定秘密の指定

令和5年末時点の総指定件数は13機関・751件である。行政機関別の内訳及び過去5年間の推移は、別表3のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計275件と多くなっている。

（2）指定の有効期間

751件のうち736件に5年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間を見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが231件、5年を超えて10年未満となるものが10件、10年以上となるものが508件である。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは196件である。

（3）特定秘密が記録された行政文書の保有状況

令和5年末時点、特定秘密が記録された行政文書が14機関で計682, 841件保有されている。前年末時点より69, 113件増加した。

（4）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者

令和5年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は26機関・135, 469人（このうち、適合事業者の従業者は5機関・4, 775人）である。行政機関別の内訳は、別表4のとおりである。

3 漏えい事案への対応の状況

令和6年4月26日、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密の漏えい事案の発生を公表し、懲戒処分を行うとともに、再発防止に向けた防衛大臣指示を発出した。内閣官房も、各行政機関に再発防止対策の徹底に関する通知を発出するとともに、高市国務大臣が、同年5月8日の内閣保全監視委員会において再発防止対策を指示した。これらを受けて、各行政機関は、業務手順の再点検や、両事案の教訓事項を盛り込んだ保全教育を実施することとした。

4 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

内閣府独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において特定秘密である情報が記録されていながら同表示をしていない頁に当該表示を行う等の所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。また、衆議院情報監視審査会の令和4年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

5 内閣府独立公文書管理監からの意見

是正の求めを受けて、関係行政機関において所要の措置が講じられたものと承知している、また、実効的な研修等により、各行政機関における法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。

6 有識者からの意見

制度の運用一般について、国際的な信頼関係維持のための法の適切な運用、情報公開のための秘密の編集加工、誤廃棄事案の再発防止、秘密取扱者の育成、適性評価に係る重要経済安保情報保護活用法との整合性、負担増に見合った業務の改善などに関する意見が示された。

また、情報漏えい事案について、防衛省の組織運営状況、機微度の高さに見合った規律の維持、部隊運用を行う自衛隊の特性を踏まえた秘密の管理、通報制度の活用、予兆事案の早期把握・対処、防衛省・防衛大臣への報告遅延などに関する意見が示された。

さらに、国会報告の文書の構成や記載ぶりについて、指定や解除の状況についての説明の補足、データ掲載の改善検討、指定解除条件に関し脚注記載の説明の補足などに関する意見が示された。

別表 1：令和5年中の各行政機関の指定件数

行政機関	指定件数
国家安全保障会議	1 (1)
内閣官房	8 (5)
警察庁	6 (6)
総務省	1 (0)
公安調査庁	2 (2)
外務省	1 (1)
海上保安庁	1 (1)
防衛省	32 (26)
防衛装備庁	1 (1)
合計	53 (43)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数

別表 2：令和5年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	511	256	767
内閣府	54	0	54
警察庁	1,007	0	1,007
警察庁	228	0	228
都道府県警察	779	0	779
金融庁	2	0	2
消費者庁	9	0	9
総務省	31	0	31
消防庁	15	0	15
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	10	0	10
公安調査庁	81	0	81
外務省	348	6	354
財務省	96	0	96
文部科学省	12	4	16
厚生労働省	35	0	35
農林水産省	12	0	12
水産庁	49	0	49
経済産業省	55	0	55
資源エネルギー庁	7	0	7
国土交通省	33	0	33
気象庁	6	0	6
海上保安庁	266	0	266
環境省	8	0	8
原子力規制委員会	8	0	8
防衛省	20,060	343	20,403
防衛装備庁	296	942	1,238
合計	23,018	1,551	24,569

別表3：各行政機関において指定されている特定秘密の件数

行政機関	令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	26	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	399	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

別表4：適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関	令和3年末時点			令和4年末時点			令和5年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,945	885	1,060	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	1	1	0
内閣府	107	107	0	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,558	3,558	0	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	649	649	0	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	9	9	0	10	10	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0	16	16	0
総務省	73	73	0	120	120	0	113	113	0
消防庁	22	22	0	23	23	0	24	24	0
法務省	23	23	0	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	36	36	0	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0	275	275	0
外務省	1,267	1,229	38	1,176	1,140	36	1,298	1,262	36
財務省	219	219	0	257	257	0	290	290	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	11	11	0	16	16	0	31	31	0
農林水産省	47	47	0	46	46	0	45	45	0
水産庁	52	52	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0	9	9	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0	21	21	0
防衛省	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	134,296	130,852	3,444	132,572	128,739	3,833	135,469	130,694	4,775

(注) 指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性がある宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもの等に係る所掌事務を遂行するため、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようしている。

(資料22)「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

検証・監察の結果

- (1) 特定秘密の指定
 - ・ 特定秘密の指定53件について適正と認めた。
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - ・ 有効期間の延長39件について適正と認めた。
- (3) 特定秘密の指定の解除
 - ・ 解除4件について適正と認めた。
- (4) 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和6年3月12日に2件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - ・ それ以外の32部署による記録とその表示を適正と認めた。
- (5) 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 35部署による保存を適正と認めた。
- (6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 内閣官房1件、総務省1件、公安調査庁6件、防衛省830件及び防衛装備庁4件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- (7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 14部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。

定量的指標

- ・ 説明聴取、実地調査等の回数：128回
- ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：6,410件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ16,880件)

通報への対応

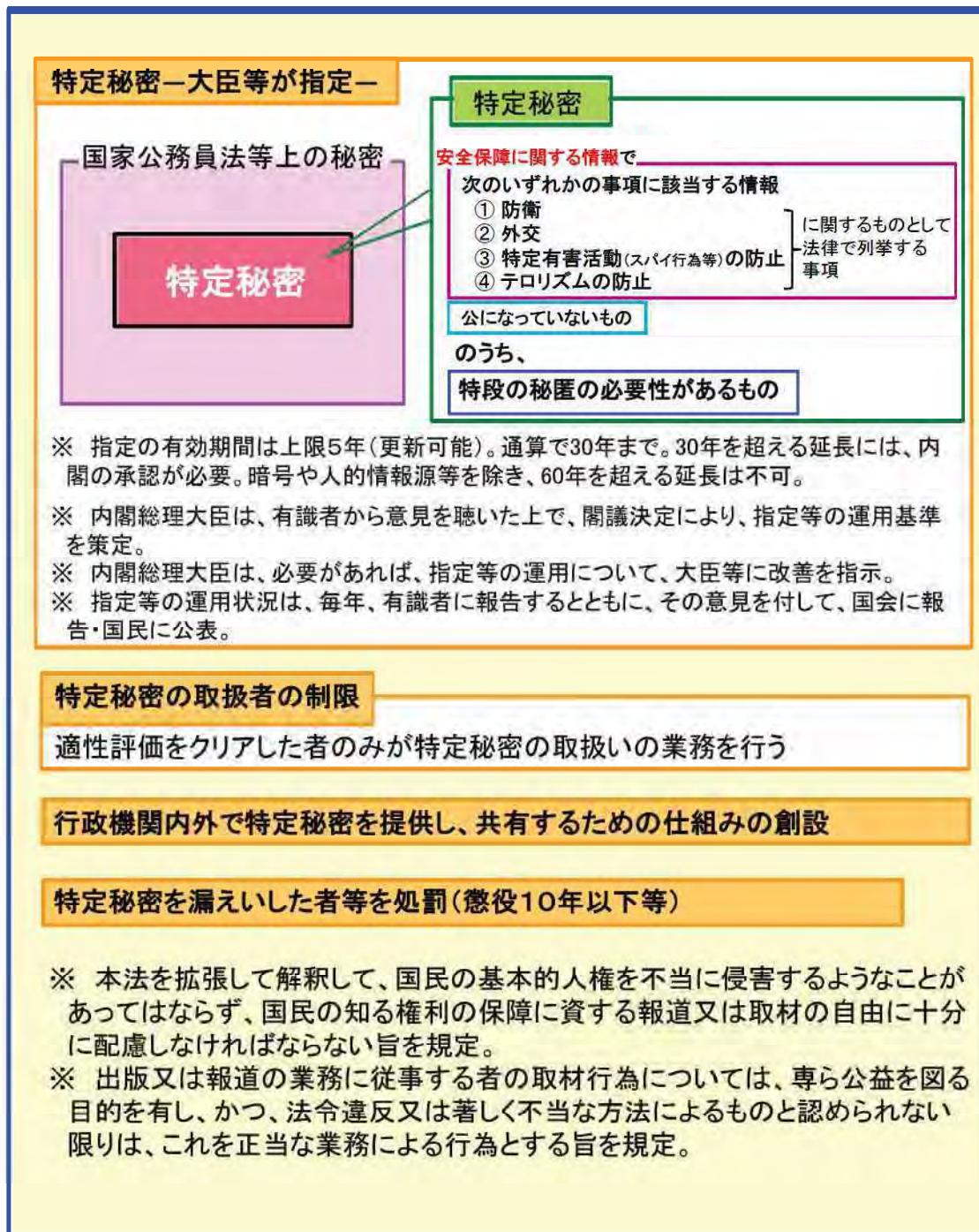
- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出所) 内閣府資料

(資料23) 特定秘密保護法のポイント



(出所) 内閣官房資料

(資料24) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子

I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨
(法を統一的に運用し、特定秘密の漏えい防止・適正な運用を確保)
- 法の拡張解釈の禁止や知る権利、報道・取材の自由等の尊重
- 公文書管理法と情報公開法の適正な運用
- 特定秘密を取り扱う者等の責務
→特定秘密を取り扱う者は各種法令を遵守 等

II 特定秘密の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・ 別表該当性
(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)
 - ・ 非公知性
(現に不特定多数の人に知られていないか)
 - ・ 特段の秘匿の必要性
(漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- 法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指定を禁止
- 指定の具体的な手続(例:指定の理由の記述、表示・通知)
- 有効期間の設定基準(例:毎年策定する計画…2年等) 等

III 特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を30年を超えて延長する場合の指針
- 保存期間が満了した文書の取扱い
→指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館に移管 等

IV 適性評価の実施

- 基本的な考え方
(プライバシーの保護、法に規定された7項目以外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止、法の下の平等)
- 実施体制の確立(例:適性評価実施責任者の指名)
- 告知書(※)を交付し、同意書(※)の提出を受けて調査を実施
- 質問票(※)に本人が必要事項を記載
- 評価に当たっての基本的な考え方・考慮要素
(個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断)
- 結果等の通知
- 苦情処理の具体的な手続
- 適性評価に関する個人情報等の管理 等

(※)各書式は運用基準に別添

V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- 内閣保全監視委員会の設置とその事務内容
(内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府独立公文書管理監の事務内容
(特定秘密の指定等の検証・監察・是正)
- 不適切な特定秘密の指定等に関する通報制度の創設
- 内閣総理大臣や有識者、国会への報告の内容
(例:過去1年間の指定件数等) 等

VI 本運用基準の見直し

- 常に運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じ見直しを行い、結果を公表

(出所) 内閣官房資料

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和5年12月末現在）

一九四八年一月 节制

※付された数値は、令和5年中に指定を解除した特定秘密の件数

(資料26) 関連年表

○…参議院に関するもの
◇…政府に関するもの

年月日	事項
平成25(2013)年 12. 6	○参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立
平成26(2014)年 6. 20 10. 14 12. 10	○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程案が可決・成立 ◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定 ◇特定秘密保護法施行 ※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月1日施行 ◇特定秘密保護法施行令施行 ○改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行 ◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置
平成27(2015)年 3. 25 3. 30 6. 22 9. 29 11. 26 12. 3 12. 17	○参議院本会議において情報監視審査会委員8名を選任 石井準一君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、末松信介君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新） ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ○平成27年度参議院重要事項調査第1班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査（～10. 7） 派遣議員：金子原二郎君（団長・自民）、石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新） ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） ○参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
平成28(2016)年 1. 4 3. 30 4. 6 4. 26	○参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員2名を選任 辞任：末松信介君（自民）、儀間光男君（維新） 補欠：猪口邦子君（自民）、仁比聰平君（共産） ○参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出 ○参議院本会議において、金子会長が平成27年年次報告書の概要等について報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告

	7. 25	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員 5 名が欠員となる 任期満了の委員：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、大野元裕君（民進）、 藤本祐司君（民進）、荒木清寛君（公明）
	8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員 3 名の辞任を許可し、欠員中の 5 名を併せ、新たに情報監視審査会委員 8 名を選任 辞任：石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、仁比聰平君（共産） 選任：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、 長谷川岳君（自民）、大野元裕君（民進）、神本美恵子君（民進）、 石川博崇君（公明）、仁比聰平君（共産） ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選
	8. 9	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
	9. 26	○参議院本会議において情報監視審査会委員 3 名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 3 名を選任 辞任：金子原二郎君（自民）、長谷川岳君（自民）、神本美恵子君（民進） 補欠：佐藤正久君（自民）、中曾根弘文君（自民）、石橋通宏君（民進） ○参議院情報監視審査会が会長に中曾根弘文君（自民）を互選
平成29(2017)年	5. 19	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	6. 7	○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出
	6. 9	○参議院本会議において、中曾根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告
	8. 7	○議長において情報監視審査会委員 2 名の辞任を許可 辞任：上月良祐君（自民）、佐藤正久君（自民）
	9. 28	○参議院本会議において情報監視審査会委員 1 名の辞任を許可し、欠員中の 2 名を併せ、新たに情報監視審査会委員 3 名を選任 辞任：石川博崇君（公明） 補欠：阿達雅志君（自民）、井原巧君（自民）、山本香苗君（公明）
平成30(2018)年	3. 15	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
	5. 11	○参議院本会議において情報監視審査会委員 1 名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1 名を選任 辞任：石橋通宏君（立憲） 補欠：杉尾秀哉君（立憲）
	5. 18	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
	6. 22	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	10. 4	○議長において情報監視審査会委員 1 名の辞任を許可 辞任：阿達雅志君（自民）
	10. 24	○参議院本会議において情報監視審査会委員 1 名の辞任を許可し、欠員中の 1 名を併せ、新たに情報監視審査会委員 2 名を選任 辞任：山本香苗君（公明） 補欠：江島潔君（自民）、谷合正明君（公明）

	12. 6	○参議院情報監視審査会が平成29年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出
	12. 10	○参議院本会議において、中曾根会長が平成29年年次報告書の概要等について報告
	12. 11	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
平成31(2019)年		
	1. 28	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：仁比聰平君（共産） 補欠：石井章君（維希）
	2. 14	○参議院情報監視審査会が内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
	3. 5	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
令和元年		
	6. 6	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	6. 7	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
	6. 19	○参議院情報監視審査会が公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
	7. 28	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員1名が欠員となる 任期満了の委員：井原巧君（自民）
	8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員7名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新たに情報監視審査会委員8名を選任 辞任：猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、中曾根弘文君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、 谷合正明君（公明）、大野元裕君（民主）、石井章君（維新） 選任：猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、中曾根弘文君（自民）、堀井巖君（自民）、 杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、大野元裕君（民主）、清水貴之君（維新） ○参議院情報監視審査会が会長に中曾根弘文君（自民）を互選
	8. 5	○参議院本会議において大野元裕君（民主）の議員辞職が許可され、情報監視審査会委員1名が欠員となる。新たに情報監視審査会委員1名を選任 補欠：浜口誠君（民主）
	9. 16	○令和元年度参議院重要事項調査第1班によるアメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察（～9. 21） 派遣議員：中曾根弘文君（団長・自民）、猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、 堀井巖君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、 浜口誠君（民主）、清水貴之君（維新）
	10. 4	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：江島潔君（自民） 補欠：磯崎仁彦君（自民）
	12. 4	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和元年12月）を決定し、山東参議院議長に提出
	12. 6	○参議院本会議において、中曾根会長が年次報告書（令和元年12月）の概要等について報告

	12. 10	◇特定秘密保護法施行令の一部改正 ◇施行令の一部改正に伴い、政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更
令和2(2020)年	3. 12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
	6. 5	○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
	6. 16	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更
	6. 19	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	9. 16	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：浜口誠君（民主） 補欠：難波獎二君（立憲）
	10. 26	○参議院本会議において情報監視審査会委員4名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員4名を選任 辞任：中曾根弘文君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、難波獎二君（立憲）、谷合正明君（公明） 補欠：藤井基之君（自民）、古賀之士君（立憲）、石川博崇君（公明）、浜口誠君（民主） ○参議院情報監視審査会が会長に藤井基之君（自民）を互選
	11. 12	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和2年11月）を決定し、山東参議院議長に提出
	11. 20	○参議院本会議において、藤井会長が年次報告書（令和2年11月）の概要等について報告 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正
令和3(2021)年	3. 26	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
	6. 4	○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
	6. 11	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更
	6. 24	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	10. 4	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：清水貴之君（維新） 補欠：牧山ひろえ君（立憲）
	10. 8	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：磯崎仁彦君（自民） 補欠：こやり隆史君（自民）

	12. 6	○参議院本会議において情報監視審査会委員 2 名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 2 名を選任 辞任：藤井基之君（自民）、石川博崇君（公明） 補欠：水落敏栄君（自民）、浜田昌良君（公明） ○参議院情報監視審査会が会長に水落敏栄君（自民）を互選
	12. 10	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和3年12月）を決定し、山東参議院議長に提出
	12. 20	○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和3年12月）の概要等について報告
令和4(2022)年		
	2. 8	○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施 (派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた)
	3. 18	◇特定秘密保護法施行令の一部改正
	3. 23	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
	6. 3	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和4年6月）を決定し、山東参議院議長に提出
	6. 7	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
	6. 8	○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和4年6月）の概要等について報告
	6. 21	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	7. 25	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員 6 名が欠員となる 任期満了の委員：猪口邦子君（自民）、こやり隆史君（自民）、水落敏栄君（自民）、 古賀之士君（立憲）、浜田昌良君（公明）、浜口誠君（民主）
	8. 3	○参議院本会議において情報監視審査会委員 2 名の辞任を許可し、欠員中の 6 名を併せ、新たに情報監視審査会委員 8 名を選任 辞任：堀井巖君（自民）、牧山ひろえ君（立憲） 選任：猪口邦子君（自民）、上野通子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巖君（自民）、 牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、浜口誠君（民主） ○参議院情報監視審査会が会長に猪口邦子君（自民）を互選
	10. 3	○参議院本会議において情報監視審査会委員 1 名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1 名を選任 辞任：猪口邦子君（自民） 補欠：有村治子君（自民） ○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君（自民）を互選
	12. 26	◇防衛省が海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について公表
令和5(2023)年		
	2. 2	○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めるることを決定
	2. 21	○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施 (派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた)
	3. 22	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
	4. 11	◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出
	6. 2	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和5年6月）を決定し、尾辻参議院議長に提出

	<p>6. 5 ○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和5年6月）の概要等について報告</p> <p>6. 16 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>6. 27 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>9. 12 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正</p> <p>9. 15 ○議長において情報監視審査会委員3名の辞任を許可 　　辞任：上野通子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巖君（自民）</p> <p>10. 20 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の3名を併せ、新たに情報監視審査会委員4名を選任 　　辞任：高木かおり君（維新） 　　補欠：石井正弘君（自民）、石田昌宏君（自民）、羽生田俊君（自民）、串田誠一君（維新）</p>
令和6(2024)年	<p>1. 25 ○議長において情報監視審査会委員1名の辞任を許可 　　辞任：石井正弘君（自民）</p> <p>1. 26 ○参議院本会議において新たに情報監視審査会委員1名を選任 　　補欠：宮崎雅夫君（自民）</p> <p>2. 20 ○参議院情報監視審査会が委員派遣（公安調査庁（東京都））を実施 　　（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）</p> <p>3. 12 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>4. 26 ◇防衛省が海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案について公表</p> <p>6. 12 ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和6年6月）を決定し、尾辻参議院議長に提出</p> <p>6. 14 ○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和6年6月）の概要等について報告</p> <p>6. 18 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>6. 24 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>7. 12 ◇防衛省が特定秘密漏えい事案等について公表</p> <p>7. 30 ○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めるることを決定</p> <p>10. 1 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 　　辞任：浜口誠君（民主） 　　補欠：田名部匡代君（立憲）</p> <p>10. 24 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求めを行う</p> <p>11. 11 ○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員3名を選任 　　辞任：宮崎雅夫君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明） 　　補欠：森屋宏君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、秋野公造君（公明）</p> <p>11. 28 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 　　辞任：森屋宏君（自民） 　　補欠：宮崎雅夫君（自民）</p> <p>12. 27 ◇防衛省が「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築について」を公表</p>

令和7(2025)年	
1.24	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任 辞任：斎藤嘉隆君（立憲） 補欠：古賀之士君（立憲）
2.27	○参議院情報監視審査会が委員派遣（防衛省（東京都））を実施 （派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）
3.12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
4.14	◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出

【関連条文】（本報告書の対象期間末（令和7年4月30日）時点のもの）

○国会法（昭22法79）（抄）	129
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）	132
○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	134
○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決、令和元年6月26日改正）	135
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日）	
参議院情報監視審査会決定、令和2年5月29日改正	139
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日）	
参議院情報監視審査会会长決定、平成30年12月6日改正、令和2年5月29日改正	140
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日）	
参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正、令和2年5月29日改正	148
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領	
（平成27年8月31日参議院情報監視審査会会长決定、平成28年3月11日改正）	151
○秘密保全の「申合せ」（平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）	152
○不開示情報の「申合せ」（平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意）	153
○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ	
（平成29年8月31日参議院議院運営委員会理事会合意）	153
○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への	
対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会长決定）	154
○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月6日）	
参議院情報監視審査会会长決定、令和2年5月29日改正	156
○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）	
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）	159
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るため	166
の基準（平成26年10月14日閣議決定、令和元年12月10日一部変更、令和2年6月16日	
一部変更、令和3年6月11日一部変更）（抄）	169
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）	177
○公文書等の管理に関する法律（平21法66）（抄）	178

○国会法（昭22法79）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第5章 委員会及び委員

第52条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

2 委員会は、その決議により秘密会とすることができます。

3 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第5章の2 参議院の調査会

第54条の4 調査会については、第20条、第47条第1項、第2項及び第4項、第48条から第50条の2まで、第51条第1項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第2項並びに第124条の規定を準用する。

2 (略)

第6章 会議

第62条 各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第63条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第7章 国務大臣等の出席等

第69条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

2 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第70条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第71条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

2 最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第11章の4 情報監視審査会

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。

第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用について、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

5 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めることにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない

場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章 議院と国民及び官庁との関係

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。 その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができます。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章 懲罰

第121条 (略)

2 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めるなければならない。

3 (略)

附 則（国会法等の一部を改正する法律）（平成26年法律第86号）

1・2 (略)

(検討)

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化の方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第1条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

2 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

4 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第5条の2 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第1条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第2項の規定により理由を疎明して同条第1項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第1項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第5条の3 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

- 2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
 - 3 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用について、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の3第2項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
 - 4 行政機関の長が第2項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
 - 5 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
 - 6 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。
 - 7 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第5条第1項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。
 - 8 第4項から第6項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第4項及び第5項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第6項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。
 - 9 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。
- 第5条の4** 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 第5条の5** 第1条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第7章 委員会

第1節 通則

第37条 委員会は、議院の会議中は、これを聞くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第38条 (略)

2 委員の3分の1以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならぬ。

3 委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。

第42条の2 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

第42条の3 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

2 委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

第43条 委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席して、発言することができる。

第5節 特別委員会

第80条 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。

2 委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

3 特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章 会議録

第156条 会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。

第157条 国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。

第158条 発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後5時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とする。

2 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮りこれを決する。

第13章 国民及び官庁との関係

第180条の2 (略)

2 委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。

第181条 委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第181条の3 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

2 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をることができる。

3 第1項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第1項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第186条 委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聞くことができる。

2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

第17章 傍聴

第224条 議長は、必要と認めたときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

第225条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第226条 議長は、取締のため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

第227条 傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならぬ。

第228条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第229条 傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第230条 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第18章 懲罰

第234条 会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託する。

第236条 国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

2 秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

第237条 委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決、令和元年6月26日改正）

（設置の趣旨）

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。
(会長)

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

(開会)

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第38条第2項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第3項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

(情報監視審査室)

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

(表決)

第13条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査)

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第1項の規定を準用する。

(特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第19条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第180条の2第2項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密の提出又は提示)

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(勧告)

第21条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第237条の規定は、前2項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができます。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

(特定秘密の保管)

第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。）をすることができる。

2 前項の規定は、第31条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第29条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第1項の事務局に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、各議員には提供しない。

5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6 参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。

第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。
- 3 前項の規定は、次条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。
(事務局)

第31条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第32条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第33条 参議院規則第37条、第42条の2から第43条まで、第181条、第186条及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律(平成26年法律第86号)の施行の日から施行する。

附 則(令和元年6月26日)

この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件(平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、令和2年5月29日改正)

(趣旨)

第1条 本件は、参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

- 2 審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法(昭和22年法律第79号)、参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決)及び国会職員法(昭和22年法律第85号)並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

(審査会に提出がされた特定秘密の保護措置)

第2条 審査会の会長(以下「会長」という。)は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。)又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内でするもの

(2) 審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

(3) 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限

(4) 審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育

- (5) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- (6) 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- (7) 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- (8) 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- (9) 特定秘密の保護の状況の検査
- (10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
- (11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置
(議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置)

第3条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。

（会長への委任）

第4条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本件は、平成27年6月17日から施行する。

附 則（令和2年5月29日）

本件は、令和2年5月29日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定、平成30年12月6日改正、令和2年5月29日改正）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 特定秘密の提出等（第5条—第12条）
- 第3章 提出特定秘密の取扱い
 - 第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備（第13条—第19条）
 - 第2節 特定秘密文書等の作成等（第20条・第21条）
 - 第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条—第28条）
 - 第4節 特定秘密文書等の保管等（第29条—第32条）
 - 第5節 検査（第33条）
 - 第6節 紛失時等の措置（第34条）
- 第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置（第35条）
- 第5章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するるために必要な事項を定めるものとする。

（特定秘密の保護に関する業務の管理）

第2条 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

（職員の範囲の制限）

第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができない職員（以下「特定秘密知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

第4条 事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年1回受講することができるよう実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の提出等

（特定秘密の提出等の記録）

第5条 事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（以下「提出特定秘密」という。）について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第15条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。

3 提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

（特定秘密の表示等）

第6条 事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第2項第1号により特定秘密表示（特定秘密保護法施行令第4条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、特定秘密表示をするものとする。

2 特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める

ところによりするものとする。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

3 特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

4 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

5 第2項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

6 前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、前項本文の規定による表示をすることを要しない。

7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第7条第1項第2号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

(2) 提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第8条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第8条第1号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないよう配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

(指定の解除に伴う措置)

第9条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第10条第1項第2号ロの規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があつたときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

(2) 提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 会長は、前項の通知があつた旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(特定秘密表示の抹消)

第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定有効期間満了表示)

第11条 第7条第1項第1号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようになること。

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備

(立入制限)

第13条 事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第3項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会长決定）1（2）に規定する委員等関係者（同対応要領2（2）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「特定秘密の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(衛視による措置の要請)

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2項及び前条第3項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第16条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第2項及び第4項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、

情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(提出特定秘密の保護のための施設設備)

第17条 事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

- 2 事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

- 4 特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第19条 事務局長は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

- 2 事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

- 3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

- 4 情報の保護上、手段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 特定秘密文書等の作成等

(特定秘密文書等の作成)

第20条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第21条 事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示（第6条第3項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映

像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようすること。

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

(閲覧の承認等)

第22条 参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

2 会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者から記名押印を得るなど閲覧の記録を残すものとする。

3 特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。

4 特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

(返却の承認)

第23条 提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

(運搬の方法)

第24条 提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

2 前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(返却の方法等)

第25条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者から記名押印を得るなど返却の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

3 特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第26条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第27条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の接受)

第28条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 特定秘密文書等の保管等

(特定秘密文書等の保管)

第29条 特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するも

のとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第30条 事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

2 特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(廃棄)

第31条 特定秘密文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2 行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

第34条 事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

(2) 特定秘密知得職員以外の職員 当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

(3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条 行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 條則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則（平成30年12月6日）

本件は、平成30年12月6日から施行する。

附 則（令和2年5月29日）

本件は、令和2年5月29日から施行する。

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正、令和2年5月29日改正）

（趣旨）

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法（昭和22年法律第79号）及び参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

（速記、校閲及び編集）

第2条 審査会の会議録（議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。）を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が、情報監視審査室（以下「審査室」という。）において行わなければならない。

（会議の音声の録音）

第3条 事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

（発言の取消し）

第4条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における発言中に不穏な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めたときは、審査会の委員、審査会において発言した者（以下「発言者」という。）及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。

3 前項の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿

の内容を転記させてはならない。

- 4 審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。
- 5 前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。

(発言の訂正)

第5条 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後5時までに、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

- 2 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。
- 3 前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

(会議録の原本の作成)

第6条 審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

(会議録への署名)

第7条 審査会規程第29条第2項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

(会議録の保存等)

第8条 審査会の会議録及び会議録データ（会議録の内容を記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

- 2 前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(会議録関係文書等の保管、廃棄等)

第9条 審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

- 2 前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(閲覧)

第10条 審査会規程第30条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員（当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

3 第1項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

(会議録の副本)

第10条の2 審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

2 副本には、副本である旨を表示する。

3 審査会の会議録の原本に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。）である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。

4 副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。

5 副本（副本の会議録データを含む。）は、必要なものと会長が認めたときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

(未定稿会議録)

第10条の3 審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録（審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。）1部を作成する。

2 未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。

3 未定稿会議録の閲覧については、第4条第2項及び第5条第2項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。

4 未定稿会議録（未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。）は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

5 未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

(特定秘密を含む会議録等の取扱い)

第11条 審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データ（以下この条において「審査会の会議録等」という。）が行政機関の長から審査会に提出され、又は提示された特定秘密を含む特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。）である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）に定めるところによる。

(傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等)

第12条 議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第1条第2項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

(会長への委任)

第13条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本件は、平成27年6月17日から施行する。
(本件施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等)
- 2 第8条から第13条までの規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等にも適用する。

附 則（平成28年3月11日）

(施行期日)

- 1 本件は、平成28年3月11日から施行する。
(本件施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等)
- 2 本件による改正後の参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件第10条の2及び第10条の3の規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等及び本件の施行の日において会議録の閲覧が可能となっていない審査会の未定稿会議録の作成等にも適用する。

附 則（令和2年5月29日）

本件は、令和2年5月29日から施行する。

○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領

(平成27年8月31日参議院情報監視審査会会长決定、平成28年3月11日改正)

- 1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出（情報公開法上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限る。）を参考にするなどし、審査会の事務局（以下「事務局」という。）が案を作成するものとする。
- 2 1により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によつて行わなければならない。
 - (1) 確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。
 - (2) 会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査室で行うこと。
 - (3) 確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限つて会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。
 - (4) 事務局は、確認を行つた政府職員から署名押印を得るなど、該当部分について政府側の確認があつた旨の記録を作成すること。
- 3 会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、1により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。
- 4 この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から実施する。

附 則（平成28年3月11日）

この要領は、平成28年3月11日から実施する。

○秘密保全の「申合せ」（平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

1 会議の内容の非公表

- (1) 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）及び審査会の委員（以下「委員」という。）は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。
- (2) 会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。
- (3) 会長が会議の概要を公表するときは、(1) 及び (2) に従って行わなければならぬ。

2 要保秘文書の取扱い

- (1) 要保秘文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。
 - ア 審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書（特定秘密又は情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。）
 - イ 傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ
- (2) 保管等
 - ア 要保秘文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、(1) イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。
 - イ アの保管場所の鍵は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。
- (3) 閲覧
 - 要保秘文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内 ((1) イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。) で行わなければならぬ。
- (4) 複製・転記の禁止
 - 要保秘文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。
- (5) 廃棄
 - 要保秘文書の廃棄は、当該要保秘文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。
- (6) 指定の解除
 - ア 会長は、(1) イの要保秘文書に含まれる情報が公知のものとなつたことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘文書の指定を解除するものとする。
 - イ 委員は、理由を示して、会長がアによって (1) イの要保秘文書の指定を解除するよう求めることができる。

3 参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

4 事案発生時の対処

- (1) 要保秘文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他(1)ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。
- (2)(1)に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

- ※ 1 会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。
- 2 会長は、参議院情報監視審査会規程第4条第2項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

○不開示情報の「申合せ」(平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意)

- 1 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。)が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。
- 3 当該情報が内容に含まれる文書等(電磁的記録を含む。)の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ(平成29年8月31日参議院議院運営委員会理事会合意)

委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合には、以下の保全措置を講ずることとする。

- 一、当該委員会は情報監視審査会の協力を求め、情報監視審査室を使用し、出席する職員についても情報監視審査会事務局職員が兼務することとする。
- 一、当該委員会室への携帯型情報通信・記録機器の持込みは禁止する。
- 一、当該委員会は秘密会とし、委員以外の議員の傍聴は認めないこととする。
なお、特に秘密を要する部分については、配付する会議録に掲載しない旨の決議を行うものとする。
- 一、当該委員会は、決議その他の適当な方法により、提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを表明するものとする。
- 一、当該委員会に出席する委員が特定秘密に関する情報についてメモを取ることを禁止する。また、特定秘密に関する資料については、全て回収するものとする。

一、当該委員会出席者の名簿を作成し、入退室を記録する。

一、上記のほか、必要に応じてその他の情報監視審査会の協力を求める等、当該委員会は追加的な保全措置を講ずることができる。

なお、当該委員会に出席する委員は、情報監視審査室の場所、仕様等について、他に漏らさないものとする。

○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会长決定）

1 総則

（1）目的

この要領は、情報監視審査室を使用して、委員会又は調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）第104条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により、その内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を含む報告又は記録の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を受け又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言若しくは特定秘密である情報を記録する書類の提出（以下「特定秘密の提出又は証言」という。）を受ける場合における、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の管理区域（以下「管理区域」という。）に入場する委員等関係者への対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（2）委員等関係者

この要領において、委員等関係者とは、次に掲げる者をいう。

- ア 委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）及び委員
- イ 国務大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人、国会法第72条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により委員会等に出席説明をする者及び委員会等が出席を求めた政府参考人並びにこれらの者に随行する政府等の職員
- ウ 委員会等が出頭を求めた証人及びその補佐人
- エ 委員会等が出席を求めた参考人
- オ 委員会等の事務を行う職員
- カ その他委員長等が委員会等の運営上特に出席、随行又は陪席の必要があると認めた者

2 委員長等による申請等

（1）審査会の会長（以下「会長」という。）は、委員会等の委員長等より、当該委員会等が特定秘密の提出又は証言を受けるために情報監視審査室を使用したい旨の通知を受けた場合には、あらかじめ、当該委員長等に対し、次に掲げる事項を申請するよう求めるものとする。

- ア 情報監視審査室を使用する日時及びその目的
- イ 情報監視審査室に入室しようとする委員等関係者に係る次に掲げる事項
 - （ア）1（2）アに掲げる者については、その氏名、振り仮名及び所属会派
 - （イ）1（2）イに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日並びに性別

- (ウ) 1 (2) ウ、エ及びカに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日、性別、住所、使用している電話の番号並びに委員会等への出席又は管理区域への入場を要する理由
- (エ) 1 (2) オに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属及びその所属における地位
- ウ 委員会等が特定秘密の提出又は証言を受ける場合における当該特定秘密の保護のために委員会等が講ずる措置の内容
- エ 審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼさないために委員会等が講ずる措置の内容
- (2) 会長は、(1) の申請の内容より、次に掲げる要件を満たすものと認めるときは、申請の対象となる委員会等による情報監視審査室の使用及び委員等関係者の管理区域への入場を許可し、その旨を(1) の申請を行った委員長等に対して通知するものとする。
- ア (1) の申請に係る委員等関係者の情報監視審査室への入室が必要であること。
- イ 委員会等が講ずる(1) エの措置が適切であること。
- ウ その他審査会の調査又は審査及び管理区域の管理に支障がないこと。
- (3) 会長は、(1) の申請の内容について、(2) アからウまでの要件の一部又は全部を満たさないおそれがあると認めるときは、(1) の申請を行った委員長等に対して、その旨を理由を付して通知するとともに、申請の内容を変更するよう求めるものとする。
- (4) 会長は、(2) の許可に基づき管理区域に入場した委員等関係者について、審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼしていると認めるとき又は(2) アからウまでの要件の一部又は全部を満たさなくなったと認めるときは、当該委員等関係者の管理区域への入場に係る許可を取り消すものとする。

3 応接対応者の指定等

- (1) 審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）は、委員等関係者について、審査会の事務局の職員のうちから、応接に適切な職員を応接対応者として指名しなければならない。応接対応者が複数の場合には、そのうちの1名を応接責任者として指名するものとする。
- (2) 応接対応者は、参議院情報監視審査会ＩＣカード管理運用要領の規定により、委員等関係者に対する臨時ＩＣカードの貸与等に必要な事務を行うものとする。

4 特例

事務局長は、委員会等を開会する際の実情に応じて、この要領に規定するものほか、必要な事項を委員等関係者に対し要請又は指示することができる。ただし、できる限り、この要領に準ずるものとする。

5 準用

委員会等の委員長等より、当該委員会等に提出され、審査会において保管されている特定秘密の閲覧、当該委員会等の会議録の作成その他これらに準ずることを目的として委員等関係者が情報監視審査室を使用したい旨の通知があった場合の対応については、この要領の例に準ずるものとする。

6 その他

この要領を実施するために必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年12月6日から実施する。

○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会长決定、令和2年5月29日改正）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

　第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等（第3条—第5条）

　第2節 検査（第6条）

　第3節 緊急事態及び紛失時等における措置（第7条・第8条）

第3章 その他（第9条—第11条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この要綱は、委員会又は調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）（以下「委員会等提出特定秘密」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（委員会等提出特定秘密の保護に関する業務の管理）

第2条 委員会等提出特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する委員会等提出特定秘密文書等（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。）のうち、委員会等提出特定秘密に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

　第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

　第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等

　（委員会等提出特定秘密文書等の保管）

第3条 委員会等提出特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 委員会等提出特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 委員会等提出特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存するこ

とができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。) については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等(委員長又は調査会長をいう。以下同じ。)の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

4 前3項の規定にかかわらず、委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。

5 前各項の規定によることができない場合における委員会等提出特定秘密文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。

第4条 委員会等提出特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定。次条第1項において「審査会特定秘密保護要綱」という。)第29条第2項に規定する特定秘密文書等保管管理簿(次条第2項において「審査会特定秘密文書等保管管理簿」という。)の様式に準ずるものとする。

4 前条第4項及び第5項の規定は、委員会等提出特定秘密文書等の保管場所の細目について準用する。

(委員会等提出特定秘密文書等の分別管理等)

第5条 委員会等提出特定秘密文書等の保管に当たっては、委員会等提出特定秘密の適切な保護のため、審査会特定秘密保護要綱第5条第1項に規定する提出特定秘密に係る特定秘密文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等と分別して管理するものとする。

2 前条第2項の規定により作成する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿は、審査会特定秘密文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。

第2節 検査

第6条 事務局長は、委員会等提出特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第1項及び第2項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置 (緊急事態に際しての廃棄)

第7条 委員会等提出特定秘密文書等の奪取その他委員会等提出特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該委員会等提出特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、委員会等提出特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出特定秘密文書等の概要、委員会等提出特定秘密の漏えいを防止するために他に適當な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第1項の委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

(紛失時等の措置)

第8条 事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出特定秘密文書等の紛失、委員会等提出特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事務局の職員 当該事故の内容を事務局長に報告すること。
 - (2) 事務局長 当該事故の内容を会長に報告すること。
- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に関係する委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3章 その他

(特定秘密の保護措置への支障等を防ぐための措置)

第9条 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる特定秘密の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出特定秘密の保護に関する業務（第7条及び第8条の措置を講ずる場合を除く。）を行うときには、当該委員会等提出特定秘密の漏えいを防ぐため、国会法第104条の3（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）、議院証言法第5条の5又は参議院規則第181条の3第3項において準用する同条第2項（同規則第80条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該委員会等提出特定秘密を利用し、又は知ることができるものとされ、若しくは閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

(準用等)

第10条 この要綱の規定は、委員会等が作成した特定秘密文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

- 2 委員会等がその審査又は調査において提出を受けた報告又は記録若しくは委員会等が作成した文書その他これに類するもの（特定秘密文書等を除く。）のうち、不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報をいう。）を含むことその他の理由により当該委員会等の委員長等が秘

密保全を要するものと認めたもので、かつ、会長が指定したもの（次項において「委員会等要管理文書等」という。）の取扱いは、委員会等提出特定秘密文書等の取扱いに準じて行うものとする。

- 3 前2項の会長による指定は、第1項の特定秘密文書等を作成した委員会等又は前項の委員会等要管理文書等に関する委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。
(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出特定秘密その他これに準ずるもの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の委員長等の協議を経て、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。

附 則（令和2年5月29日）

本件は、令和2年5月29日から施行する。

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

第2章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になつていなないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 (略)

(指定の有効期間及び解除)

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第

11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第7条第1項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 （略）

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第8条第1項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

5 前項の契約には、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

6 第4項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第3章 特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第1項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 （略）

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の

規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。) は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

第9条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第4号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和22年法律第79号)第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ (略)

二～四 (略)

2・3 (略)

第4章 特定秘密の取扱者の制限

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価(第13条第1項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。)において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。)でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長

二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第5章 適性評価

(行政機関の長による適性評価の実施)

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められた者を除く。）
 - 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
 - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になつてない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
 - 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
 - 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2～4 (略)

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- 3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
 - 二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行なう、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行なうことが見込まれる者
 - 三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るために基準を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならぬ。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

（国会への報告等）

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第20条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

第7章 罰則

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

- 2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

- 3 前2項の罪の未遂は、罰する。

- 4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

- 3 前2項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽

動した者は、5年以下の懲役に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の懲役に処する。

附 則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過するまでの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密（附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）」とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

(指定及び解除の適正の確保)

第9条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第10条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条、第5条—第9条関係）

(略)¹

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）

第2章 特定秘密の指定等

第1節 特定秘密の指定

(法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長)

1 別表の概要は、資料25参照。

第2条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

(指定に関する記録の作成)

第3条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

第4条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。
- 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第1様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

第2節 指定の有効期間及び解除

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第7条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあっては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができ

る状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようすることを含む。以下同じ。) をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。

イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者

ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 (略)

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第8条 行政機関の長は、法第4条第2項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者

ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第4条第4項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(指定の解除に伴う措置)

第10条 行政機関の長は、法第4条第7項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者

ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 (略)

第3節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第11条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
 - 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
 - 四 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
 - 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
 - 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
 - 七 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
 - 八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第17条第8号において同じ。）の方法の制限
 - 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
 - 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
 - 十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置
- 2 法第5条第1項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。
- 3 (略)

第3章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第15条 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定、令和元年12月10日一部変更、令和2年6月16日一部変更、令和3年6月11日一部変更）（抄）

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。）。
- ・ 公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）。
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。）。

行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内ですぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもの

のみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】²

（略）

【別表第2号（外交に関する事項）】

（略）

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

（略）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

（略）

（2）非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

（3）特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国のが能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞る

など我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

（4）特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとすること。

イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

ウ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

エ 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、特段の秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である。これを前提に、特定秘密に当たる情報が出現する前に、これを特定秘密に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。

3 指定手続

（1）（略）

（2）行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る

2 別表第1号から第4号の概要は、資料25参照。

情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。)」、「(〇〇を除く。)」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう記述するものとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、1(1)に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする。なお、記載し、又は記録した事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。
- (6) (略)

4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。

例えば、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）
- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（4年等）

と定められることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることができない情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

- (2) 行政機関の長は、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。

5 指定に関する関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

1 指定の有効期間の満了及び延長

(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。指定した特定秘密について、当該指定の有効期間が満了する時において、その一部が指定の要件を満たさなくなるときは、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分については指定の有効期間を延長するものとする。

以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき

イ 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき

ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき

エ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 これらのものを使用しなくなったとき

オ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき

(2) • (3) (略)

(4) 通じて30年を超えて延長する場合

特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。

2 指定の解除

(1) 指定の理由の点検等

ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

(4)～(6) (略)

3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものとの取扱い

(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であつて、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密

ア 行政機関の長は、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかつたときは、特定秘密保護法第4条第6項の規定により、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管する。

イ 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であつて、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えは、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。

ウ 行政機関の長は、イの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

(3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政

文書ファイル等をいう。5(1)ア(イ)及び(オ)において同じ。)のうち特定秘密である情報を記録するもの(以下「特定行政文書ファイル等」という。)の管理の適正の確保に関する事務を行う。

(4) (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監(内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。)は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書(以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。)の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ 内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者(以下「取扱業務者等」という。)が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘

密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになつたときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(オ) (略)

(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(ウ) (略)

(エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(オ) 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。

(カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(エ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。

(キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

(ケ) 行政機関の長は、(キ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ケ) (略)

(3) 通報者の保護等

ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者

である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。)に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

エ (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数(Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聽かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会（以下「審査会」という。）に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和22年法律第79号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）

第2章 行政文書の開示

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同

じ。) の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○公文書等の管理に関する法律(平21法66)(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 (略)

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7・8 (略)

第2章 行政文書の管理

第2節 行政文書の整理等

(整理)

第5条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一つの集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の

保存期間。以下同じ。) の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第4項、次条第3項、第10条第3項、第30条及び第31条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

